

美容医療の相談対応

北里大学医学部形成外科・美容外科学
武田啓



美容医療

- 二重まぶた手術
- 隆鼻術
- フェースリフト、スレッドリフト
- しみとりレーザー
- ピーリング
- ボツリヌストキシン、ヒアルロン酸
- ハイフ
- 豊胸
- 痩身
- 薄毛治療
- 医療脱毛

安全で効果的な結果が得られる美容医療も多い

美容医療を受ける理由：女性

美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

- 女性の美容医療経験者が美容医療を受けた理由は、「コンプレックスの解消」や「自己満足」が上位となっている。

美容医療を受けた理由（女性／美容医療経験者／複数回答）

【以下の施術のうち、一つでも実施経験がある人ののべ集計】	女性全体			
	2020年 下期 (%)	2021年 下期 (%)	2022年 下期 (%)	2023年 下期 (%)
①医療脱毛（病院・クリニックでの脱毛）				
②美容内科・美容皮膚科（脱毛除く）				
③美容外科				
④審美歯科・矯正歯科				
コンプレックスの解消	26.6	27.9	26.0	27.8
自己満足	26.2	28.1	24.1	25.2
（シミ・ほくろ・あざなど）ずっと気になっていたから	13.2	14.9	14.6	16.3
手軽にできるようになったから	12.8	15.8	13.6	13.3
時短美容のため	11.2	12.9	11.4	12.2
自分へのご褒美として	11.2	13.4	11.5	11.6
価格も安くなってきたから	10.1	12.0	11.0	11.3
老化の予防・アンチエイジングしたい	10.6	13.5	9.9	11.3
周りでやっている人を見て	10.5	11.6	10.4	10.1
ネットでの情報や口コミを見て	7.2	10.9	9.0	8.6
幸せを感じたい	9.0	10.7	8.2	8.6
周囲から勧められて	8.3	8.5	7.7	8.2
モテたい	6.3	8.8	6.5	7.2
S N Sでの投稿を見て	5.8	6.6	5.5	6.8

※全体、各年代において

1位

2～3位

4～5位

- 男性の美容医療経験者が美容医療を受けた理由は、「コンプレックスの解消」や「手軽に出来るようになったから」が増加し、一方、「自己満足」や「モテたい」が減少している。

美容医療を受けた理由（男性／美容医療経験者／複数回答）

【以下の施術のうち、一つでも実施経験がある人ののべ集計】	男性全体			
	2020年 下期 (%)	2021年 下期 (%)	2022年 下期 (%)	2023年 下期 (%)
①医療脱毛（病院・クリニックでの脱毛）				
②美容内科・美容皮膚科（脱毛除く）				
③美容外科				
④審美歯科・矯正歯科				
コンプレックスの解消	16.4	17.7	16.3	17.1
手軽にできるようになったから	11.0	14.4	14.2	15.0
自己満足	16.8	16.6	14.2	13.8
価格も安くなってきたから	12.4	12.1	12.4	13.7
（シミ・ほくろ・あざなど）ずっと気になっていたから	12.1	13.5	13.0	13.6
自分へのご褒美として	9.6	13.2	10.3	13.1
ネットでの情報や口コミを見て	12.3	13.1	11.2	12.9
老化の予防・アンチエイジングしたい	11.0	14.3	11.8	12.7
モテたい	13.6	18.4	12.6	12.6
周囲から勧められて	10.4	13.0	10.2	12.5
幸せを感じたい	9.6	14.4	11.2	11.5
周りでやっている人を見て	9.3	12.7	10.8	11.3
SNSでの投稿を見て	9.3	12.1	10.4	10.8
時短美容のため	9.6	11.7	10.1	10.3

※全体、各年代において

1位

2~3位

4~5位

「医療内容や契約内容...トラブル」

- 「シワを取るはずが、顔面麻痺が残った...」
- 「医師ではない人に治療方針を決定された...」
- 「オンラインで無診察処方された...」
- 「強引に高額な契約を結ばされた...」
- 「SNS広告を見て受診しトラブルに...」
- 「問題が起こっても対処出来ない...」
- 「研修・教育体制が不十分...」

事例から見る課題 下眼瞼手術のケース

患者（40代女性）はクーポンサイトで見つけたクリニックに美顔の治療を希望して受診

→美容医療の入口が美容院、グルメなどと同列の感覚

20代のカウンセラーが対応し「希望した美顔治療はあなたには適さない。下眼瞼のたるみをとるべき」という説明を受ける。

→無資格で治療方針の決定

「私も自分の母も受けた。普段はできないが、今日は予約があいたのでできる。価格も割引が適応される。」

→強引な勧誘。（背景には医療機関という信用があり「営業」としてはやりやすい）
勧められるままに同日に施術を受けた。

→十分な説明がない。

鎮静剤の投与を受け、どこをどうしたかわからないが寝ている間に希望の美顔治療もやっておいたと言われた。

→自分の受けた治療や材料について理解していない。

術後、下眼瞼の左右差があり相談したところ、「取り足りないですね。麻酔費用5万円です修正します」といわれ手術を受けた。帰宅途中のホームで下を向いたところ、びっくりするくらい出血し、驚いて連絡した。「ガーゼでも当てておいてください」といわれた。

その後、眼がごろごろするなどの異物感、引きつれや疼痛が続き、連絡すると「どこの眼科でも診られるから好きなきなところに行きなさい。また、こちらから連絡する」といわれた。怖くて行きたくない。その後もクリニックからの連絡なし。

→不誠実な対応。

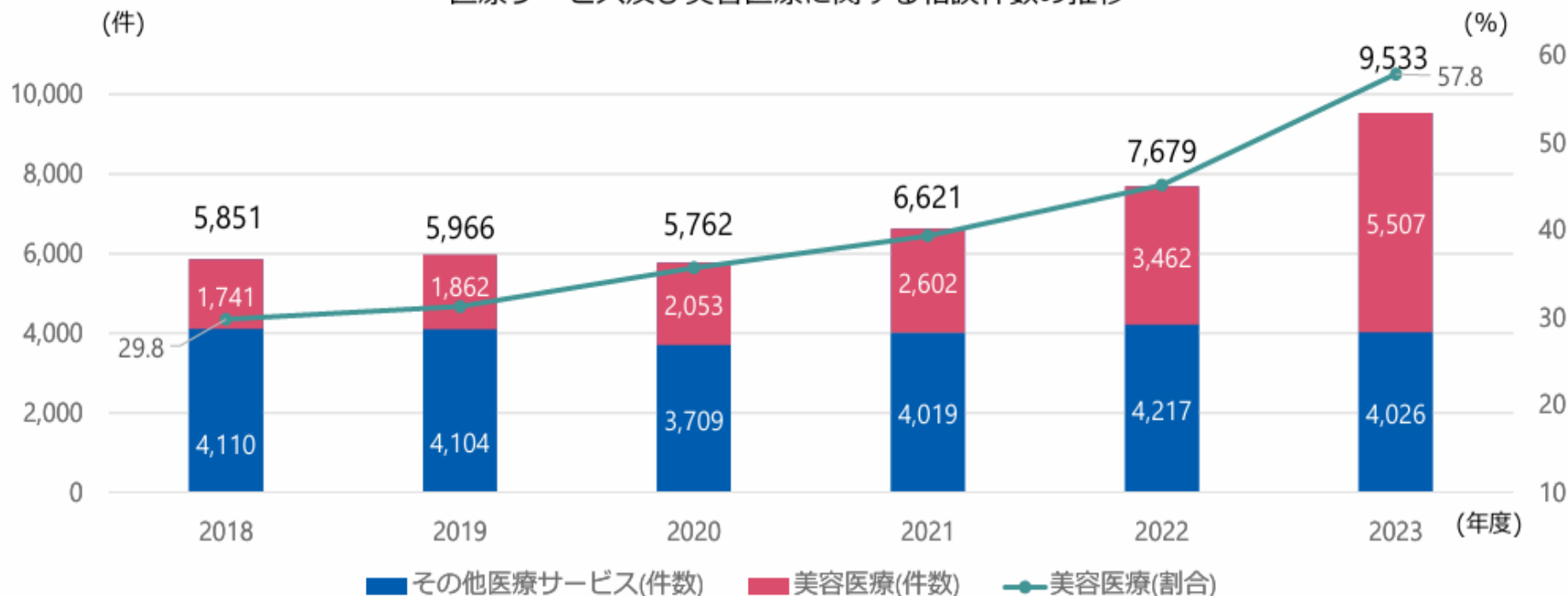
美容医療の相談

医療サービスや美容医療に関連する相談件数

美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

- 美容医療に関する相談件数は年々増加し、医療サービスに関する相談に占める割合も増加している。

医療サービス及び美容医療に関する相談件数の推移



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談件数を集計。

※ 医療サービス : 医師が行う医療サービスすべて。

※ 美容医療 : 疾病の治療のためではなく、身体の美化を主目的とした医療サービス。

(美容整形、医師の行うピーリング・脱毛・豊胸・脂肪吸引・美顔・隆鼻・アゴ削り・包茎・腋臭・二重まぶた術、AGA等)

※ その他医療サービス : 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードとして「美容医療」が登録されたもの以外の件数。

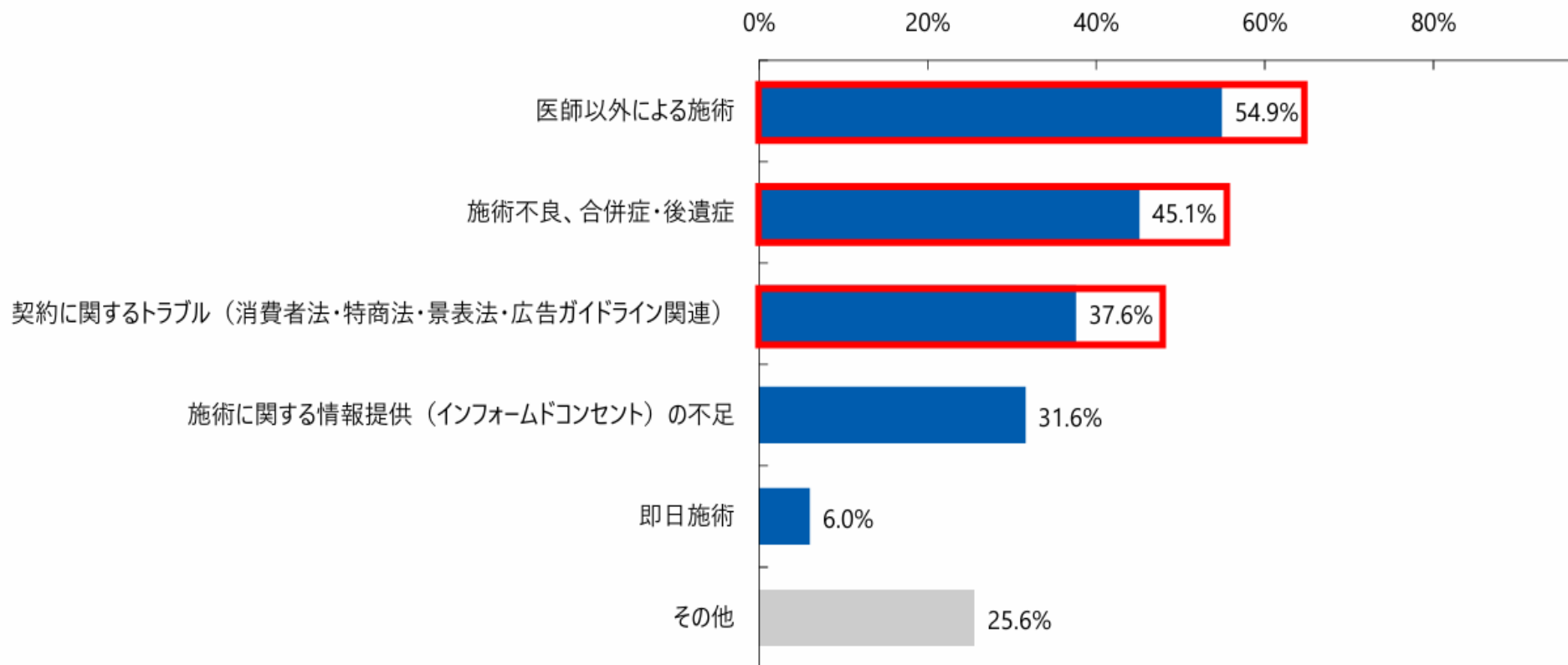
※ 出典 : PIO-NET (パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース) へ2024年3月31日までに登録された相談データ。
消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

自治体に対する相談の状況について

美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

○これまで相談があった美容医療の内容としては、医師以外による施術が最も多く、半数を超えていた。
次いで、施術不良や合併症・後遺症、契約に関するトラブルが続いた。

これまで相談があった美容医療の内容（複数回答）

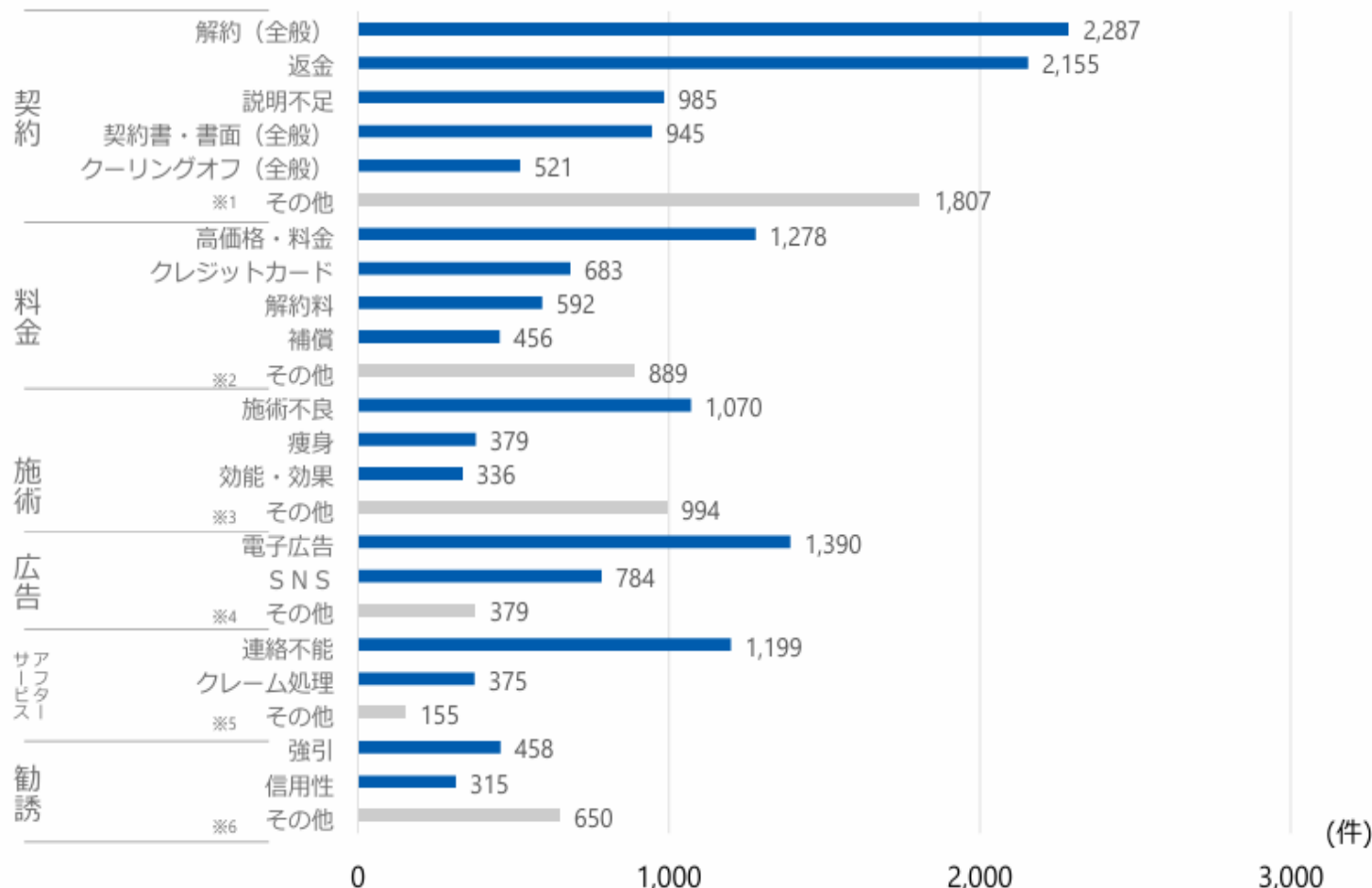


※ 保健所向け調査でこれまで美容医療に関する相談を受けた実績があると回答を得られた222の保健所のうち、無回答票を除く133の保健所が対象

美容医療に関連する相談内容

○ 美容医療に関連する相談は、下記のように様々な内容を含んでいる。

美容医療に関連する相談内容（複数回答）（2023年度）



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、その他の内容等キーワード（複数登録可）を集計。内容に応じて、医政局医事課で「契約」「料金」「施術」「広告」「アフターサービス」「勧誘」に分類分け（明白に美容医療に関連する相談内容とは異なるキーワードについては抜粋して分類）し、300件以上のものを表示。

※1 その他：モニター商法、虚偽説明、無料商法等

※2 その他：値下げ、手数料、金利・利息、保証金等

※3 その他：皮膚障害、イメージ違い、熱傷等

※4 その他：問題広告、ショートメッセージ等

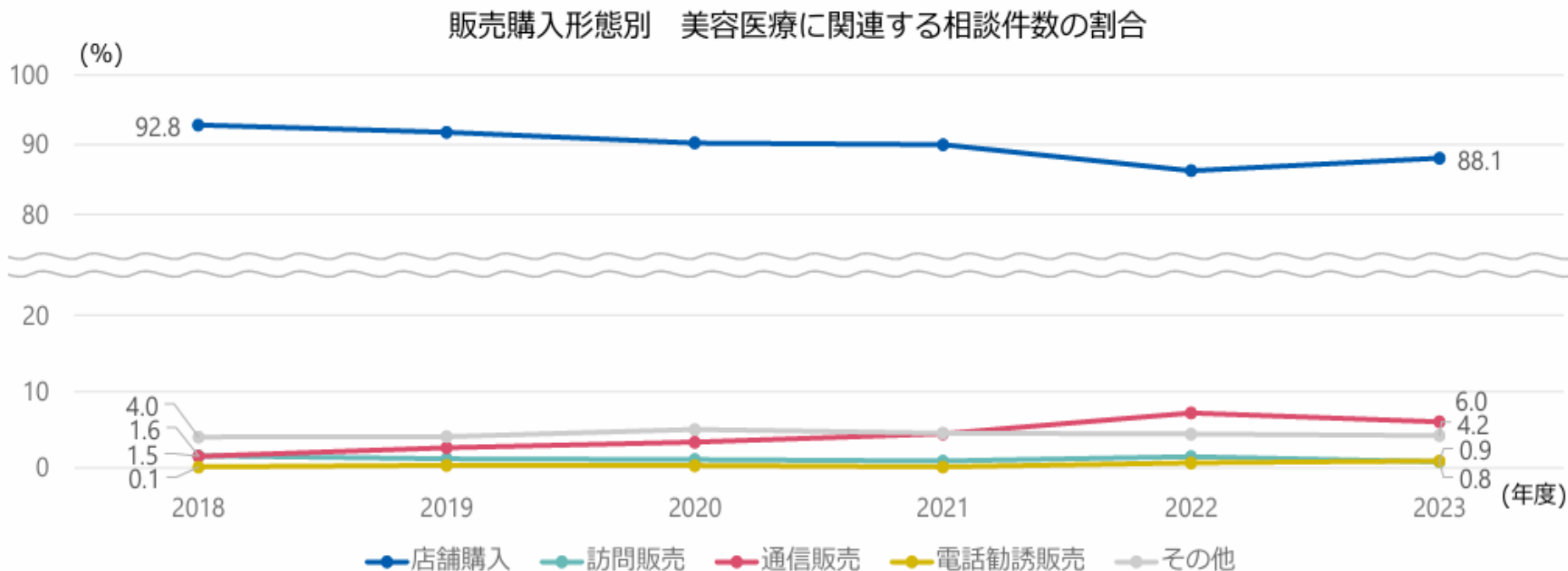
※5 その他：注文品違い、交換等

※6 その他：長時間勧誘、問題勧誘、特典強調等

※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

販売購入形態による美容医療に関連する相談件数の割合

○ 美容医療に関する消費生活相談のうち、通信販売に関する相談の割合は2018年度と比べて1.5%から6.0%に増加している。



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、販売購入形態別に集計。

※ 店舗購入：店舗で購入したもの。通常、通常、店舗とは言わない場所でも、消費者が出向いた場所で契約をして受ける役務等（露店・2日以上展示販売等を除く）

※ 訪問販売：特定商取引法でいう営業所等（営業所、代理店、露店・屋台、最低2～3日以上展示販売等）以外の場所での申込み・契約や特定商取引法に定める特定の誘引方法（家庭に訪問してきた事業者との契約や1日だけ開催された展示会での購入等）によるもの

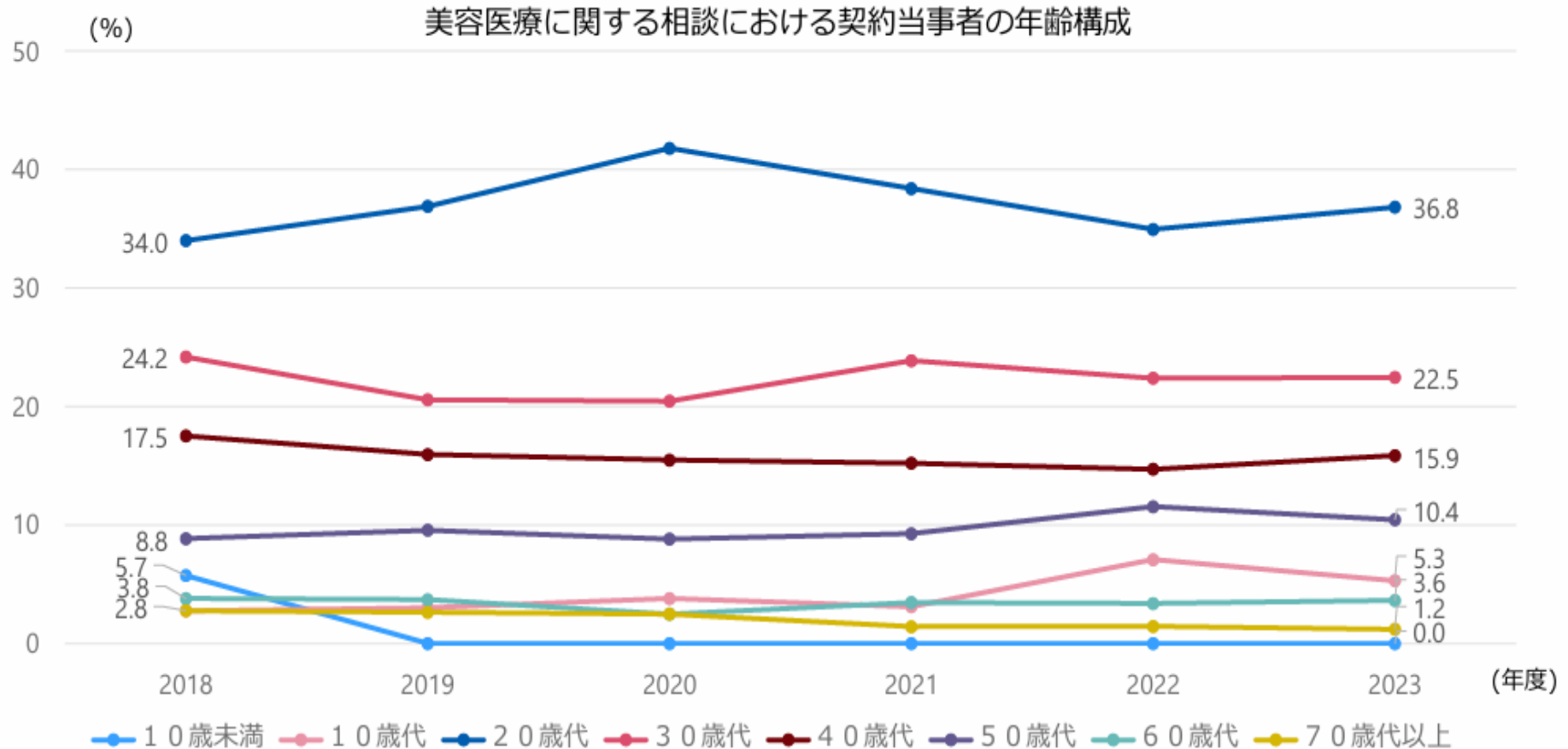
※ 通信販売：通信手段（郵便、信書便、電話、電報、預金口座に対する払込、ファクシミリ、インターネット）を用いた契約

※ 電話勧誘販売：事業者が消費者に電話をかけ、または特定のやり方で電話をかけさせ、その電話における勧誘により、郵便等で契約を締結するもの

※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

美容医療に関する相談における契約当事者の年齢構成

- 美容医療に関する相談における契約当事者は、20代や30代が多くを占めている。



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、契約当事者の年齢階級別に集計。
 ※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

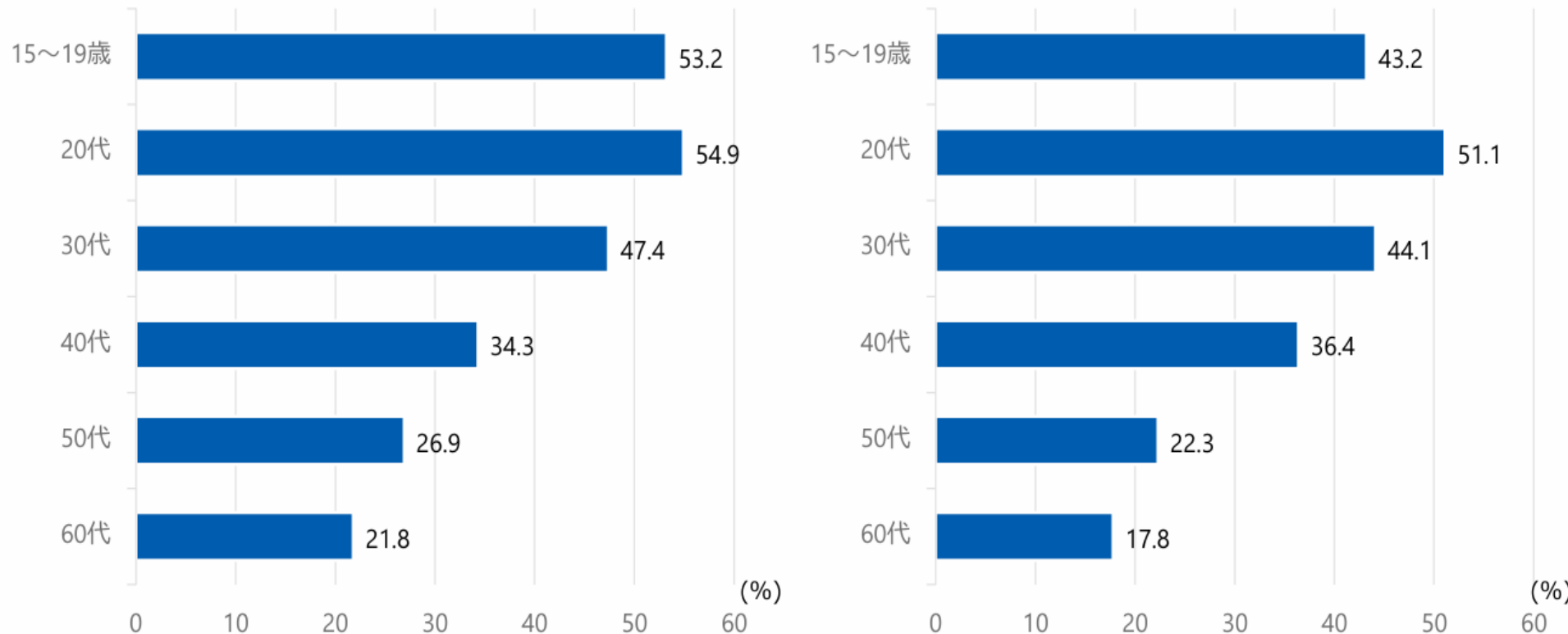
美容医療に対する抵抗感や違和感

- 美容医療の施術を自分自身がすることに対して、女性10～20代、男性20代の半数以上が抵抗感・違和感がないと回答している。

年代別 美容医療に対して抵抗感・違和感がない（単一回答）（2023年下期）

女性

男性

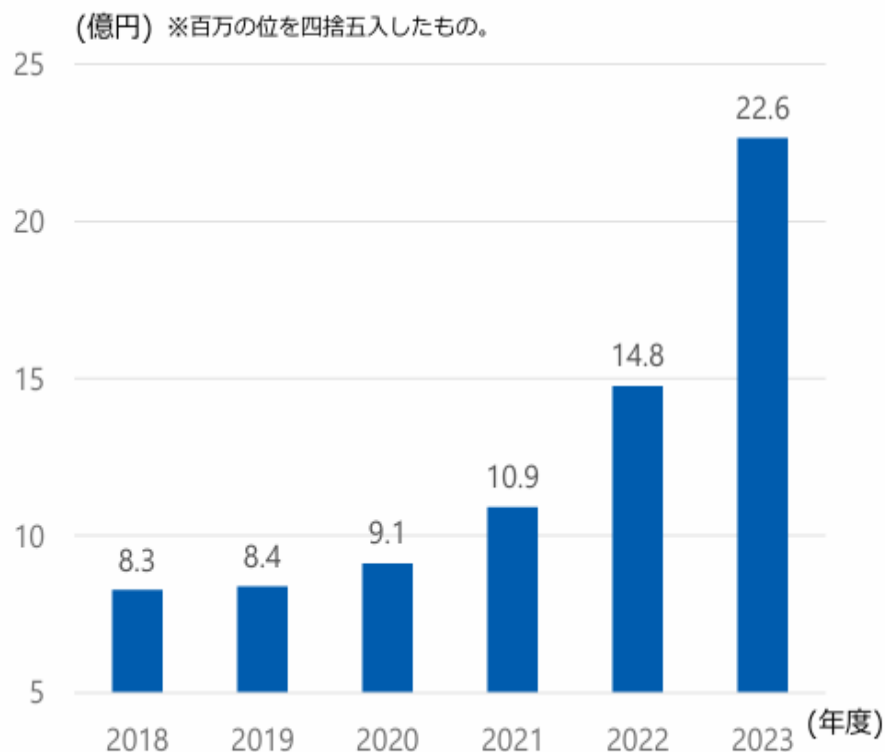


※ 「美容医療の施術に対して、自身が施術することに対する抵抗感・違和感を感じるか」という質問文に対し、「抵抗感・違和感が全くない」または「抵抗感・違和感があまりない」と回答した人の割合

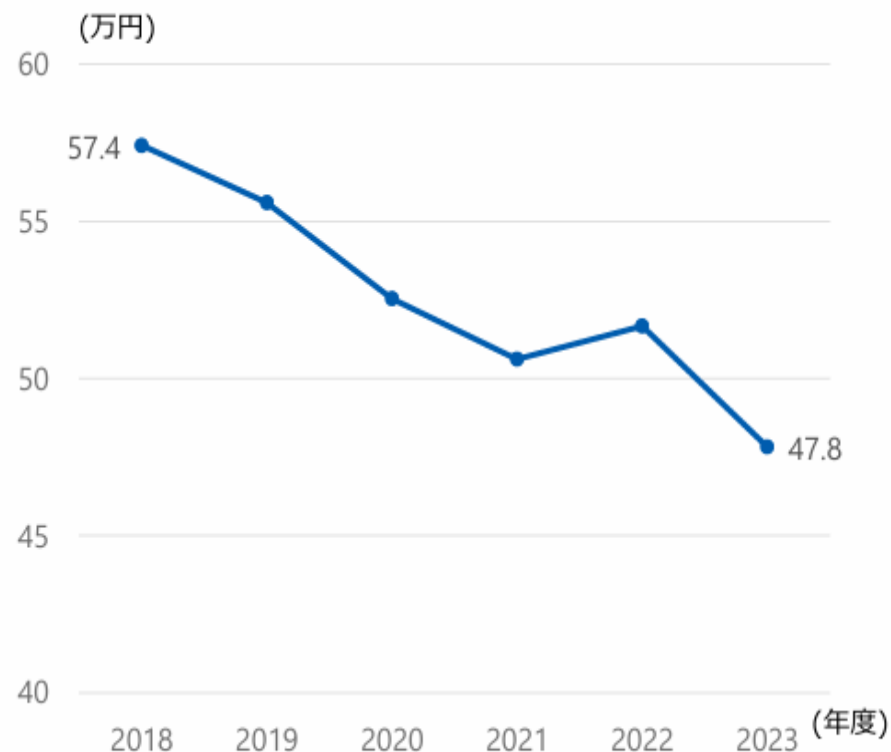
美容医療に関する契約購入金額及び平均値

- 美容医療に関する相談件数の増加とともに、合計金額は年々増加している一方、平均金額は年々減少している。

美容医療に関する相談に係る契約購入金額（合計）



美容医療に関する相談に係る1件あたりの契約購入金額



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、契約購入金額を集計
 ※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

相談窓口

- 保健所
(当該医療機関を所管)
- 医療安全支援センター
(都道府県、保健所を設置する市及び特別区等に設置)
- 各自治体に設置の消費生活センター

医療安全支援センター調査2023（美容医療調査の結果）

①美容医療に関する相談・苦情受付件数

設置主体	回答数	受付総数	相談	苦情	その他
（全体）	345	481	237	232	12
都道府県	46	187	114	68	5
保健所設置市区	110	281	115	160	6
二次医療圏	189	13	8	4	1

総受付件数が最も多い、東京都（180件）、神奈川県（41件）、福岡県（33件）の3県で総受付件数の半分以上を占める。

②美容医療に関する相談・苦情内容

設置主体	医療行為・医療内容	コミュニケーションに関すること	医療機関等の施設	医療情報の取扱	医療機関等の紹介、案内	医療費（診療報酬等）	医療知識等を問うもの	その他
（全体）	236	49	2	18	17	74	31	53
都道府県	86	18	0	6	11	37	15	20
保健所設置市区	143	31	2	11	6	36	15	29
二次医療圏	7	0	0	1	0	1	1	4

③美容医療に関する相談・苦情後の対応

設置主体	相談者の問題点整理の援助・相談者への説明・情報提供（※医療機関等の案内を含む）・助言を行った	相談者に他部署や関係機関等を紹介した（※医療機関等の案内は含まない）	苦情・相談対象である医療機関等へ何らかの連絡(情報提供・調整・助言等)をした	立入検査を行う部署や担当者に引き継いだ	その他
（全体）	319	127	25	13	27
都道府県	133	61	3	1	12
保健所設置市区	179	64	19	11	16
二次医療圏	7	2	3	1	1

1 「助言を求める、不確かな情報の確認など」

抗凝固薬と手術

手術のリスクや効果

フェイスリフトによって目の形が変わるか？

2 「合併症などが生じた場合」

鼻の手術後の違和感

HIFU（高密度焦点式超音波治療）後のかゆみなど

クマ取り手術のしこりの相談、目のくまの治療後の外反糸リフト後の変形

3 「出来上がり不良と医師の説明不足」

左右差、効果がない、結果の不満

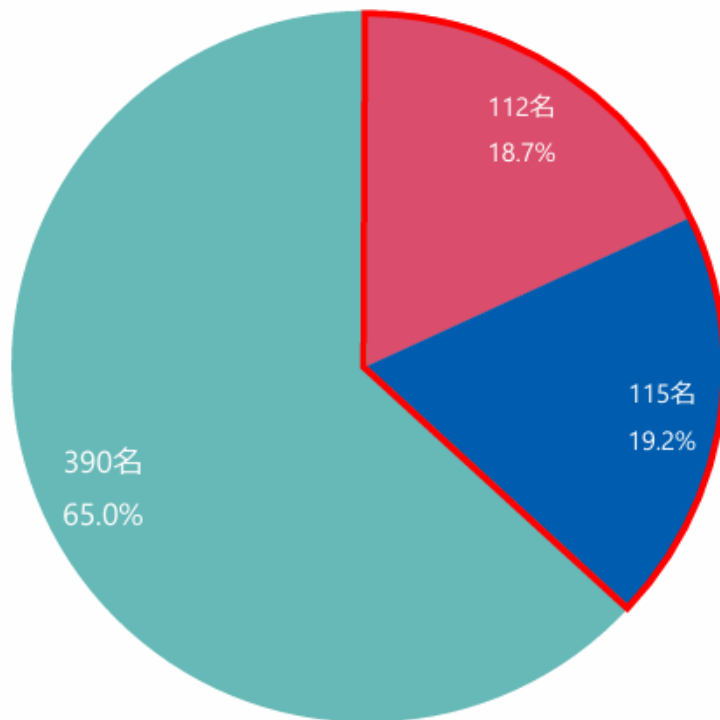
4 「金銭トラブルや医学的、法律的な対応」

美容医療でトラブルに遭った後、どこに行けば良いか。

合併症

合併症、後遺症の経験

これまで美容医療を受けたことで合併症や後遺症に陥ったことがあるか（複数回答）



- 施術後早期に再施術・治療が必要となる状況（合併症など）に陥ったことがある
- 施術後長期にわたり自然回復が見込めない状況（後遺症など）に陥ったことがある
- 再施術・治療が必要となる状況に陥ったことはない

美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

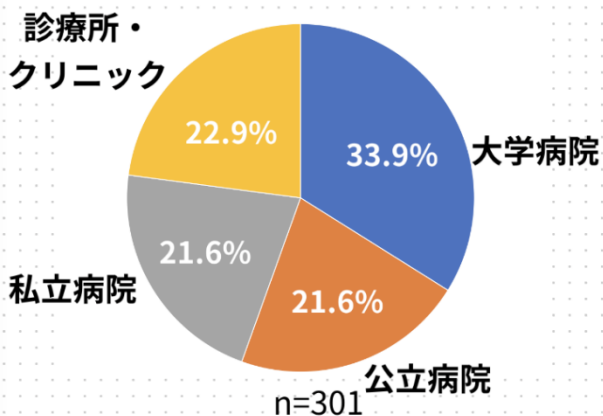
※ 患者向け調査で回答を得られた600人の患者が対象

※ なお、上記対象者は美容医療を受けたことがある者のうち、何らかの問題の経験があるとして詳細設問に回答した者

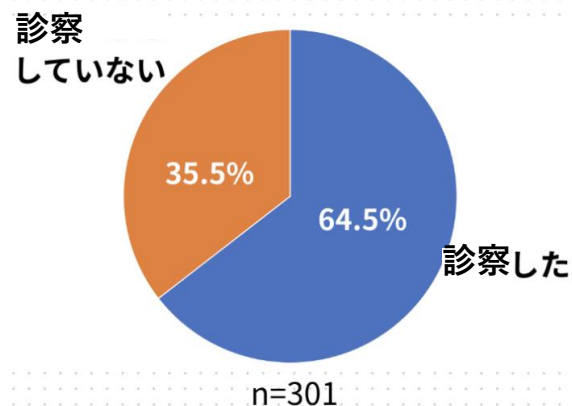
合併症の診察経験

- 日本形成外科学会会員（約5000人）に対してアンケート調査
- 301の回答数（約8割が病院）
- 64.5%が美容医療の合併症を診察
- 約10%の会員は毎月1件以上美容合併症を診察

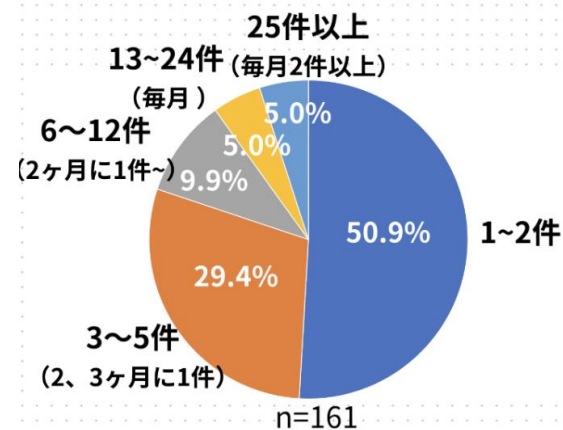
貴方が主に勤務
されているご施設は？



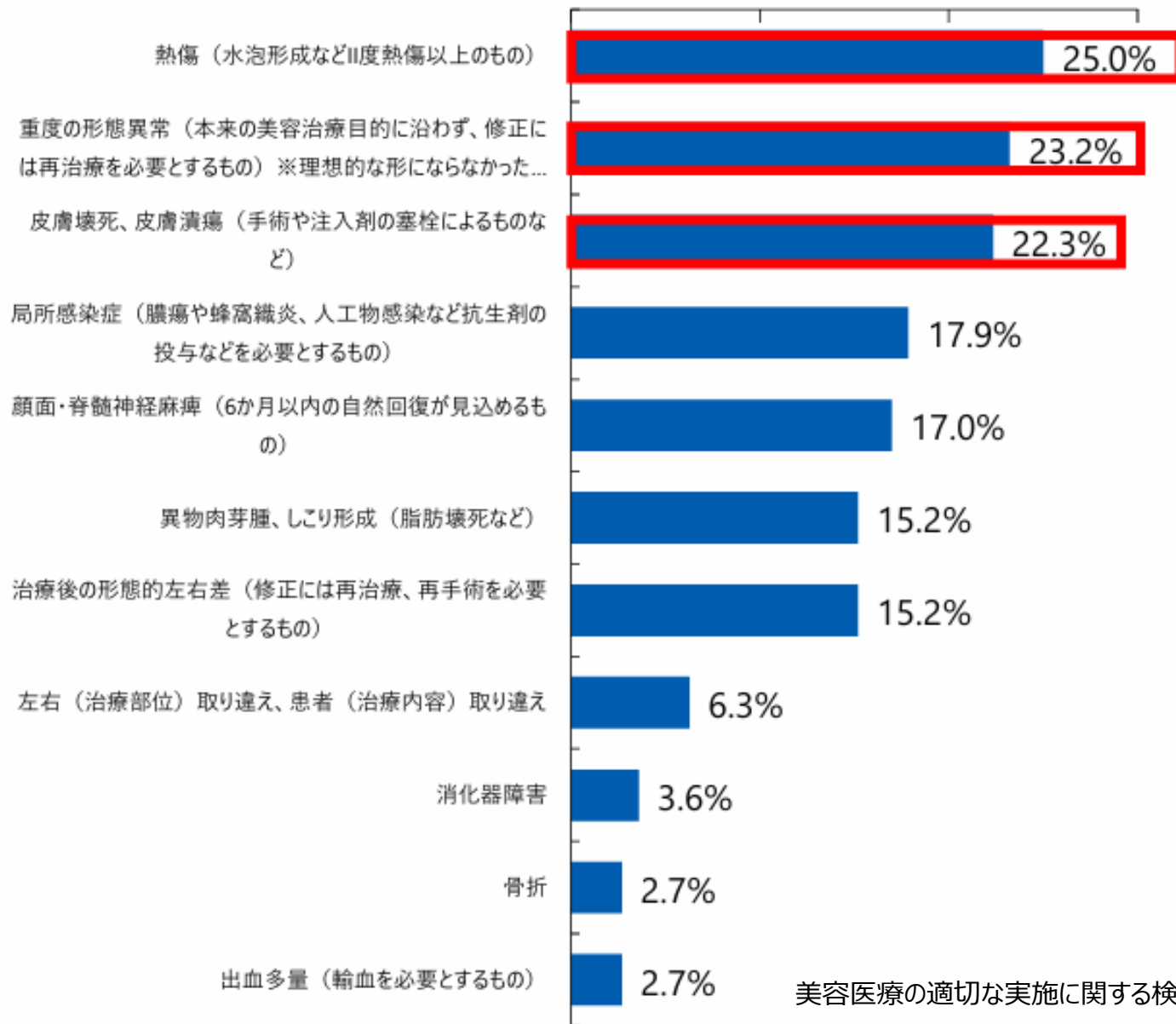
過去1年間に貴施設で
美容合併症を診察しましたか？



過去1年間に診察された
美容合併症の症例数は？

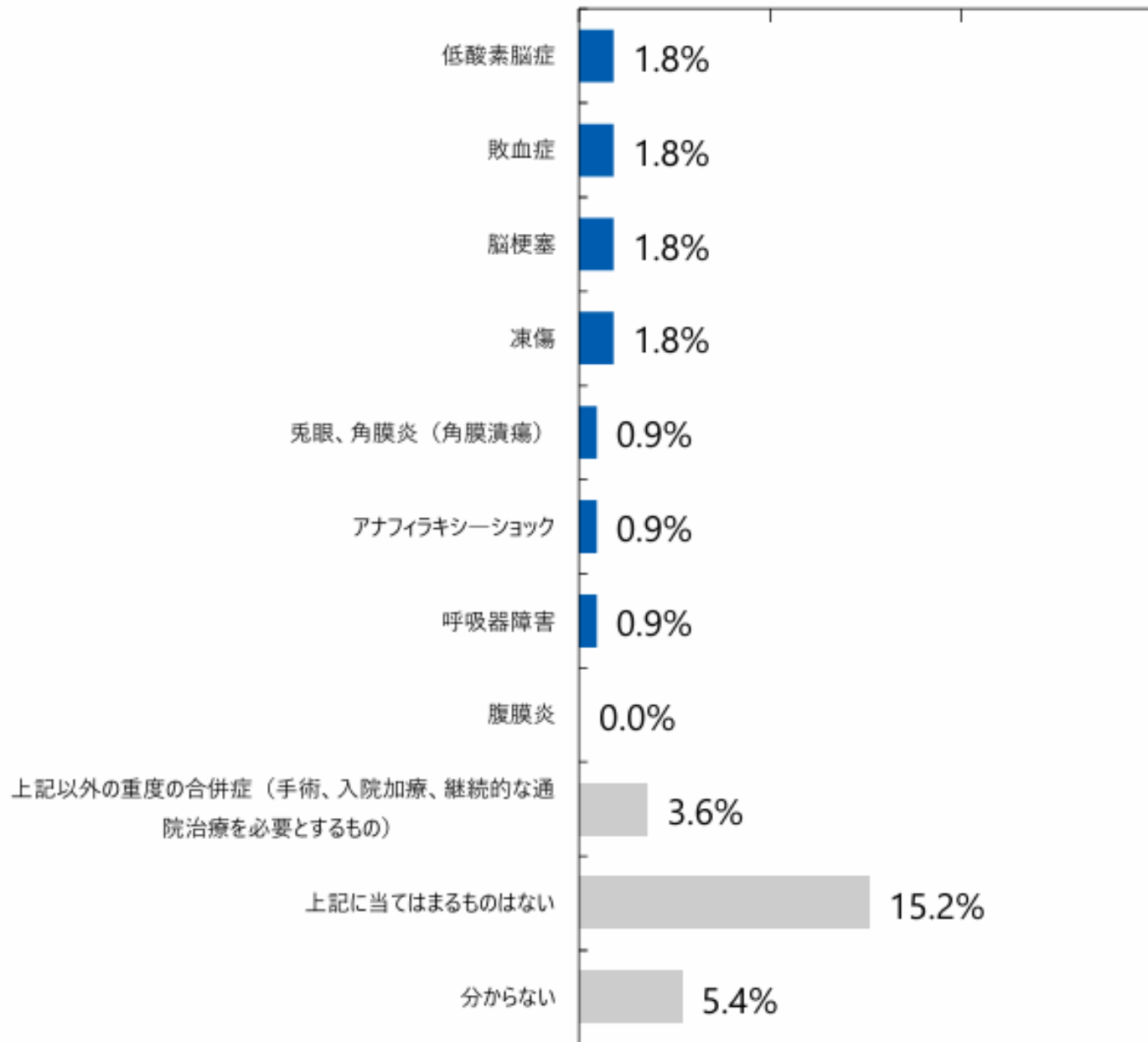


合併症の内容

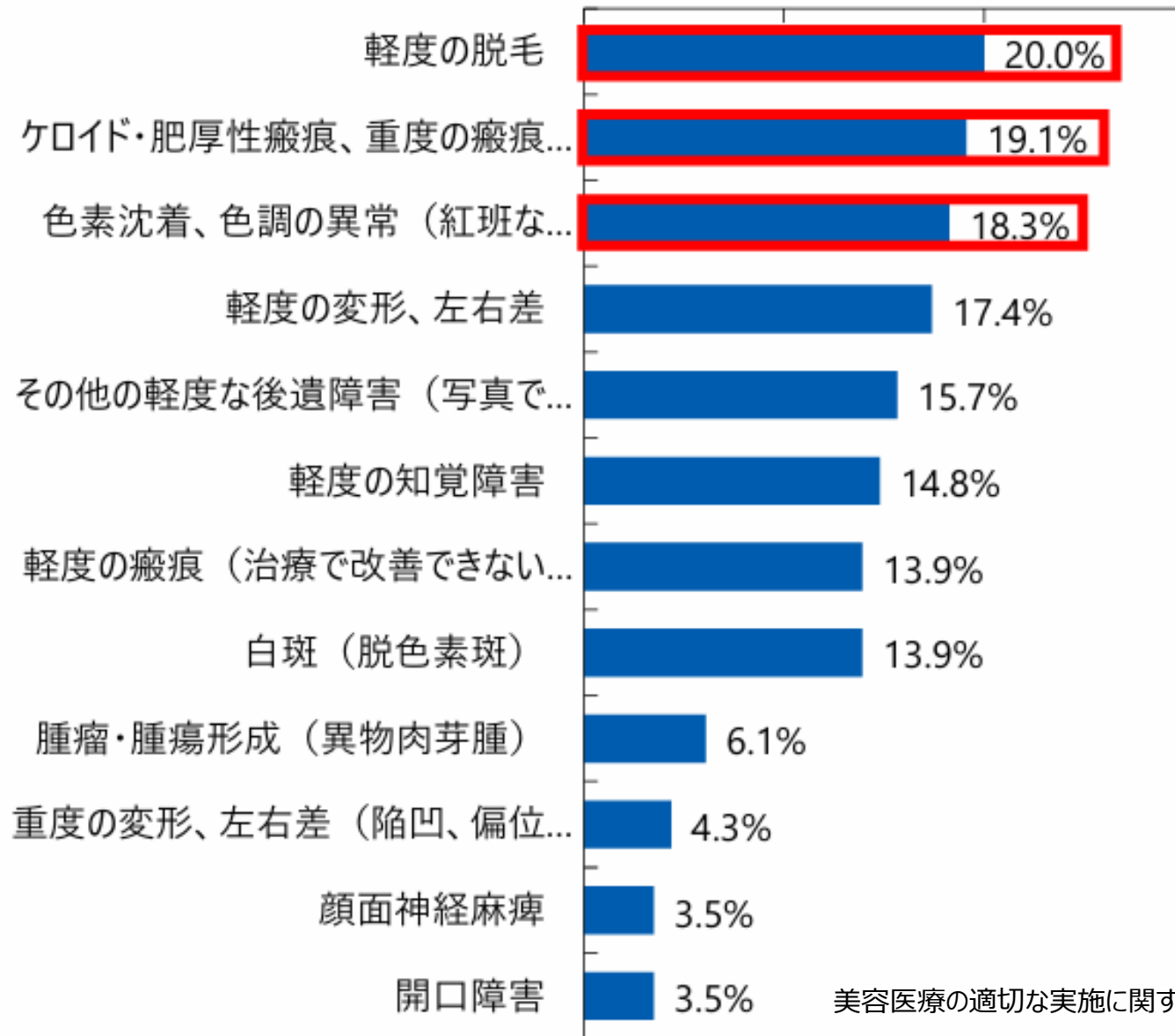


美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

熱傷が最も多く形態異常、皮膚壊死、皮膚潰瘍が続く

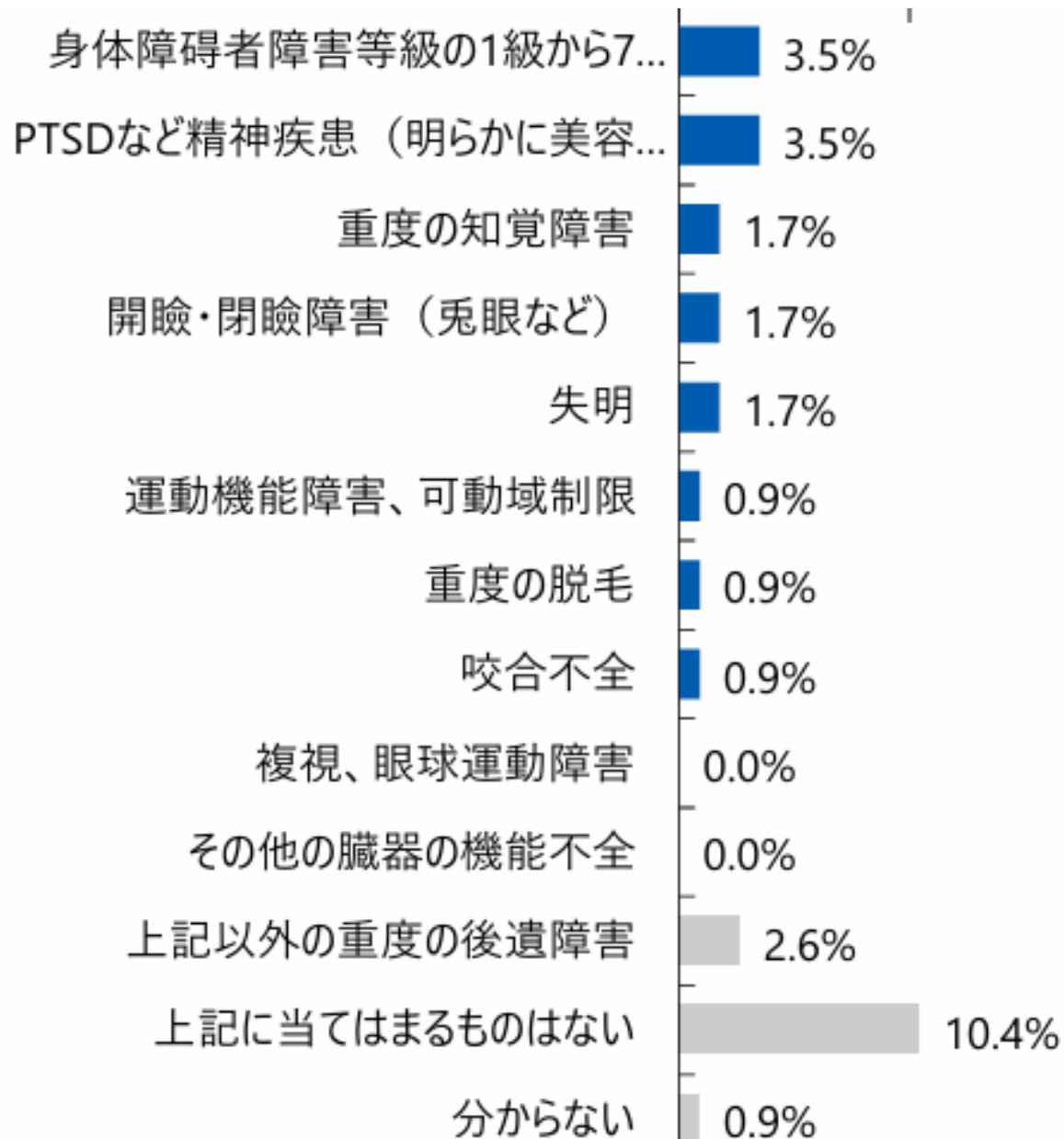


後遺症の内容



美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

軽度の脱毛、ケロイド、瘢痕、色素沈着、色調異常



美容医療の合併症

- 医療行為である以上、合併症は起こる。
- 重篤なものから軽微なものまで多岐にわたる。

リスクについての十分な説明

合併症を回避するための知識、技術

合併症が起きた場合の対応

脂肪吸引の手術後に患者死亡、「美容整形外科」の医師を書類送検

顔の脂肪吸引手術後に内出血し、死亡した男性患者に対し、適切な対応を怠っていたとして、大阪府警は15日、美容整形外科に勤務していた医師の男（37）を業務上過失致死容疑で書類送検した。府警は、刑事処分の判断を地検に委ねる「相当処分」の意見を付けた。



大阪府警察本部

発表では、医師は昨年4月29日午後、大阪市北区の美容整形外科クリニックで北九州市の男性（当時48歳）に頬などの脂肪を吸引する美容外科手術を実施。手術後に内出血した男性が窒息死する恐れを認識できたのに、適切な医療措置を受けるよう指示する義務を怠り、翌30日に自宅で顔や首から内出血させて窒息死させた疑い。調べに容疑を否認している。

府警によると、男性は帰宅後、顔が腫れ、首が変色しているのに気づき、医師にSNSで写真を送信。翌30日午前には「呼吸が苦しい」と伝えたが、医師は「気道が問題なければ大丈夫」「内出血は必ず引く」とのメッセージを送った。

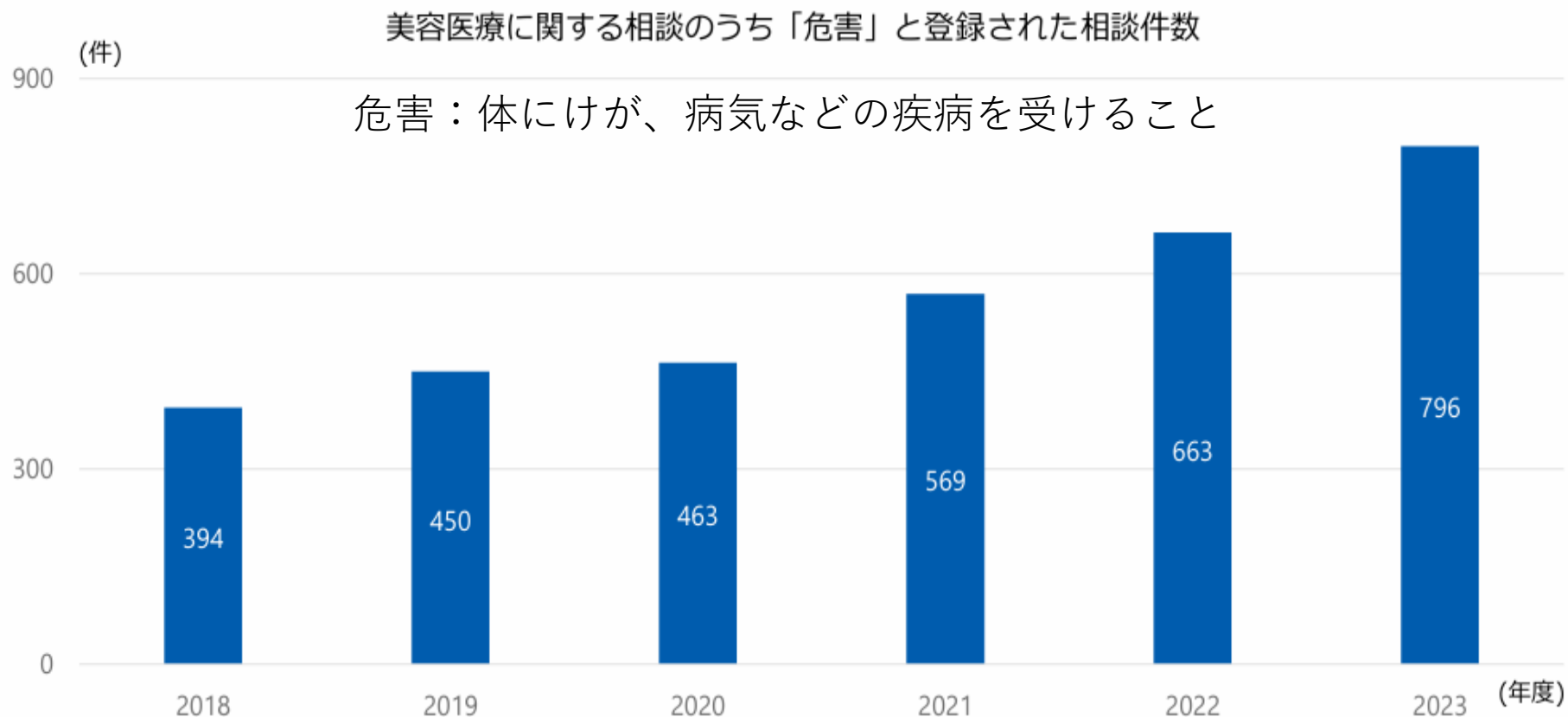
男性はその後、容体が悪化し、同日夕、自宅で死亡が確認されたという。

フィラー注入後の皮膚壊死



美容医療のうち「危害」に関連する相談件数

- 美容医療に関する相談件数の増加に伴い、「危害」と登録された相談件数も年々増加している。



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録され、危害・危険に「危害」が登録された相談件数。

※ 危害：商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたという相談。

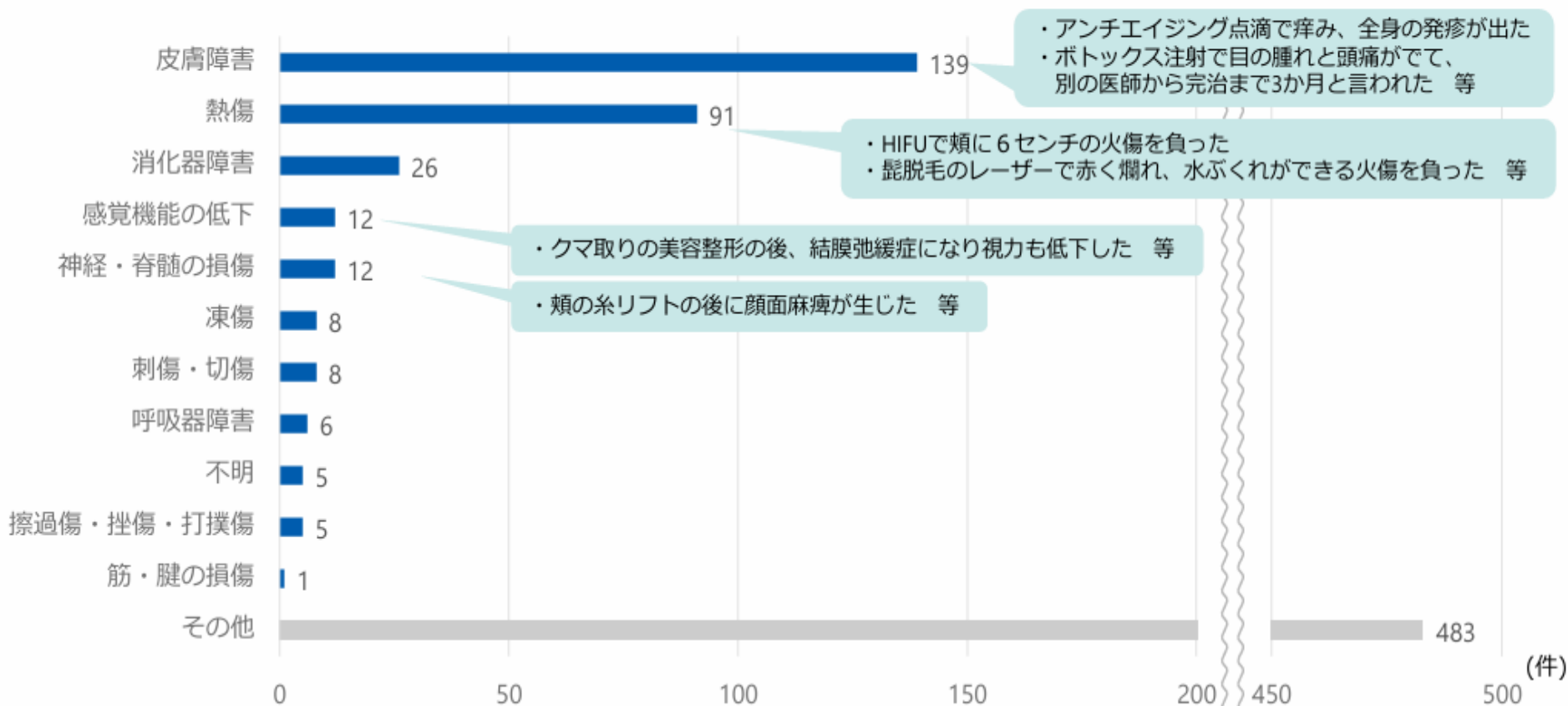
（皮膚障害、熱傷、消化器障害、感覚機能の低下、神経・脊髄の損傷、凍傷、刺傷・切傷、呼吸器障害、擦過傷・挫傷・打撲傷、筋・腱の損傷等）

※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

美容医療のうち「危害」に関連する相談の内訳

- 美容医療の「危害」と記録された相談内容では、皮膚障害や熱傷、消化器障害が多くみられる。

美容医療のうち「危害」と記録された相談件数の内容（2023年度）



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、「危害」が登録された相談件数。

※ その他：めまい、注射溶液による異物感、むくみ、腫れ、頭痛、水疱、しびれ 等

※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

形成外科と美容外科

形成外科 Plastic Surgery

腫瘍、再建外科

皮膚がん
乳房再建

外傷形成外科

顔面外傷
熱傷

先天異常

口唇口蓋裂
多指症

美容外科

隆鼻術
フェイスリフト

口唇裂の形成手術



11/02/09
25:23
MA 1



術前

SHIMIZU^TATSUKI
PID: 1203207
2012/03/22
13:26:03
Rx :
Se : 4001
Im : 4001



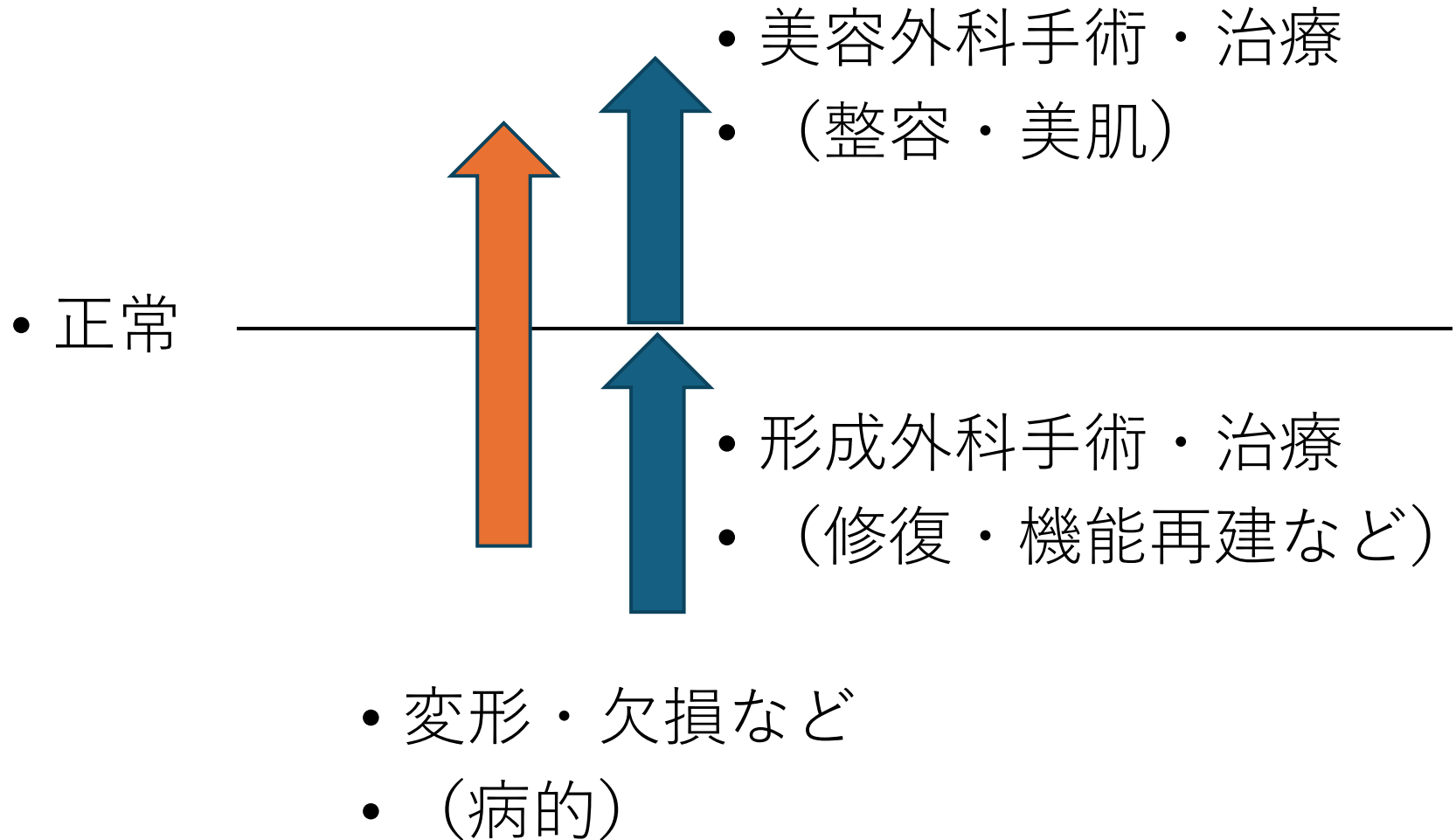
R 術後

50 mm

かみ合わせ 機能

まっすぐな顔 見た目

再建外科と美容外科



Top 5 Surgical procedures

World 全世界 (ISAPS)

Japan 日本 (JSAPS)



Top 5

surgical procedures worldwide

absolute numbers and changes compared to 2018

1. Breast Augmentation	1,795,551	procedures	-3.6%
2. Liposuction	1,704,786	procedures	-1.6%
3. Eyelid Surgery	1,259,839	procedures	+14.5%
4. Abdominoplasty	924,031	procedures	+4.0%
5. Rhinoplasty	821,890	procedures	+13.1%

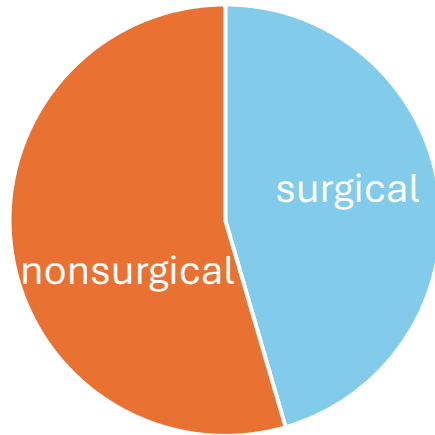
Top 5 Surgical Procedures	
1. Eyelid Surgery	150589
2. Rhinoplasty	28987
3. Fat Grafting Face	12875
4. Liposuction	8259
5. Breast Augmentation silicone	5633
* Breast Aug Fat Transfer	3597
* Breast Aug HA	2906

外科的治療では日本では目周りの手術が多い。

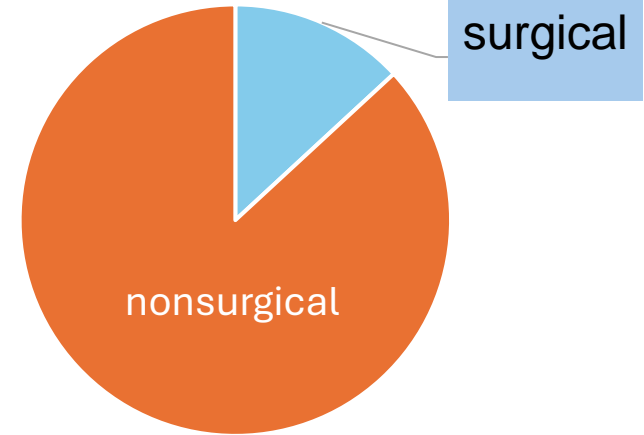
美容医療の施術

世界と比較して日本では非外科的施術が多い

全世界(ISAPS)
total 24,982,304 cases



日本(JSAPS)
total 1,976,266 cases

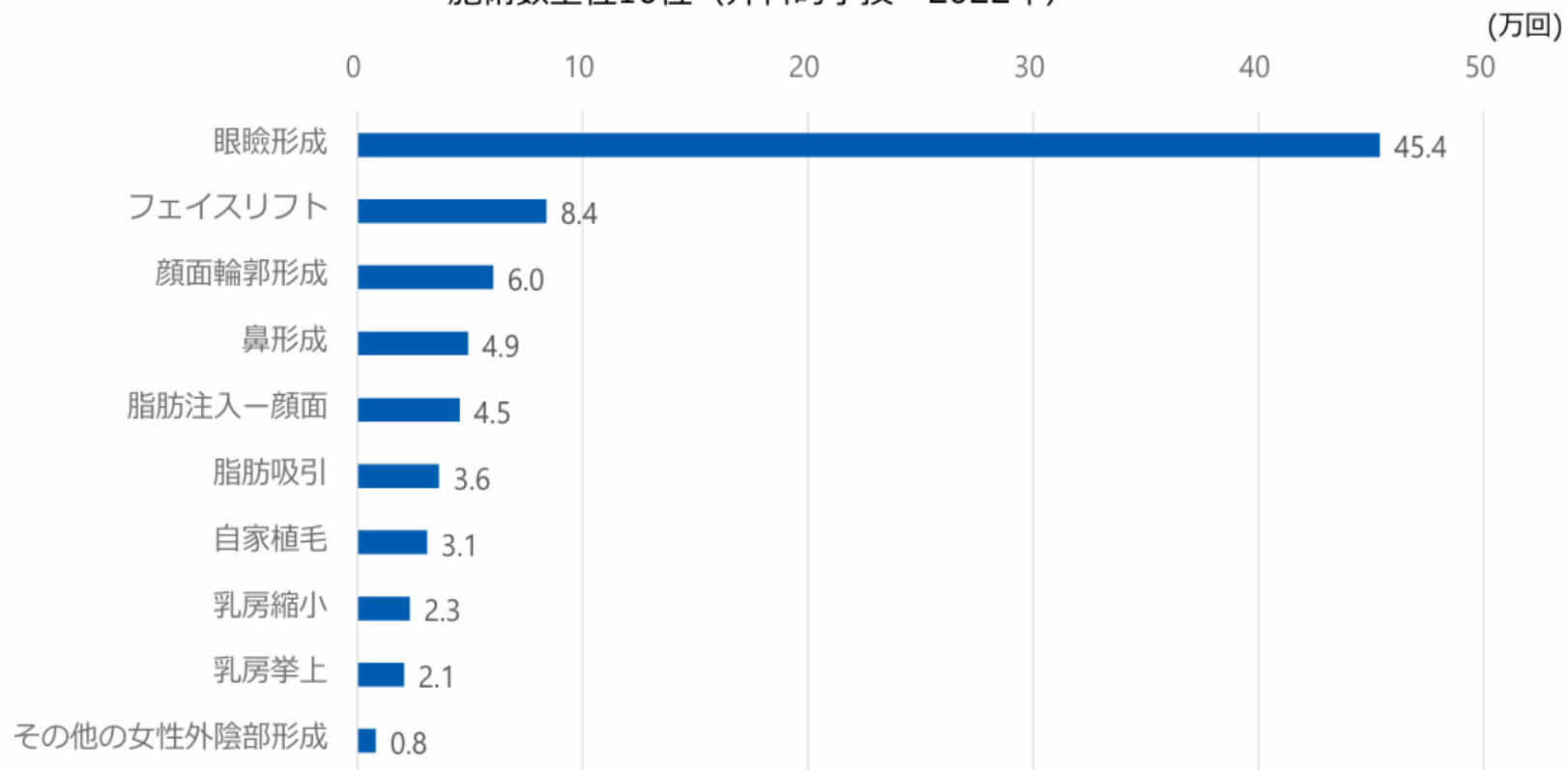


- ISAPS (国際美容外科学会) Global Survey 2019
- JSAPS (日本美容外科学会) National survey 2019

美容医療の施術内容の内訳（外科的手技による施術）

○ 外科的手技による美容医療の施術内容では、「眼瞼形成」が最も多く、次いで「フェイスリフト」が多い。

施術数上位10位（外科的手技・2022年）



※外科的手技

- ・顔面・頭部：眉毛挙上、耳介形成、眼瞼形成、フェイスリフト、顔面輪郭形成（注入剤を除く）、脂肪注入－顔面、ネックリフト、自家植毛、鼻形成 等
- ・乳房：乳房増大（生理食塩水バッグ、脂肪注入、注入剤）、乳房異物除去、乳房挙上、乳房縮小、乳頭乳輪形成、女性化乳房 等
- ・躯幹・四肢の形成外科：腹壁形成、臀部増大（インプラント、脂肪移植）、ヒップリフト、脂肪吸引、下半身リフト、腋臭症手術、包茎手術、小陰唇縮小 等

Top 5 Non-surgical procedures

World 全世界 (ISAPS)

Japan 日本 (JSAPS)



Top 5

nonsurgical procedures worldwide

absolute numbers and changes compared to 2018

1. Botulinum Toxin	6,271,488	procedures	+2.9%
2. Hyaluronic Acid	4,315,859	procedures	+15.7%
3. Hair Removal	1,042,951	procedures	+13.8%
4. Nonsurgical Fat Reduction	462,769	procedures	-2.2%
5. Photo Rejuvenation	391,415	procedures	-10.4%

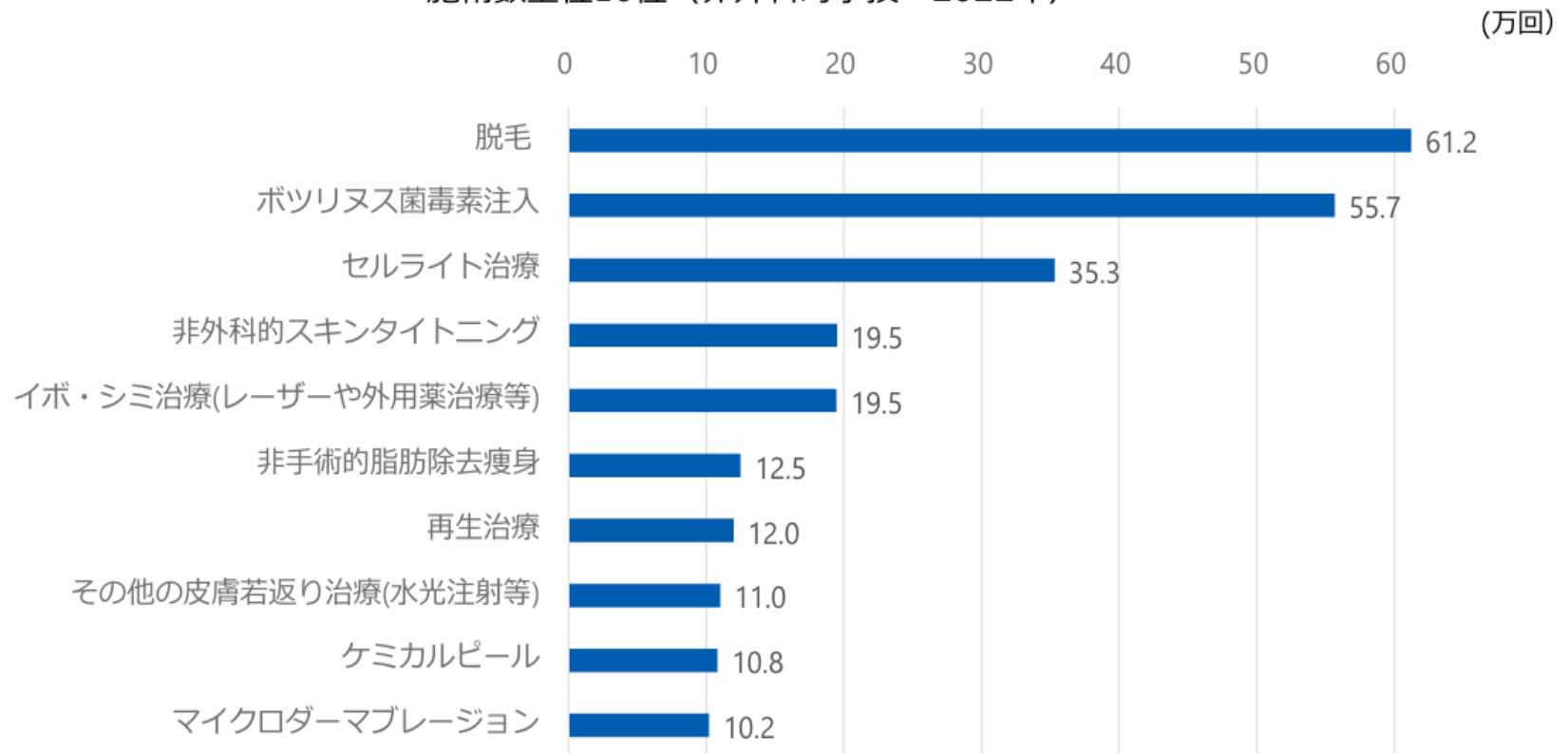
Top 5 Nonsurgical Procedures	
1. Hair Removal	453338
2. Botulinum Toxin	227579
3. Hyaluronic Acid (Face)	126921
4. Nonsurgical Fat Reduction	80819
5. Photo Rejuvenation	54537
* PRP	15165
* Other Injection	7809

非外科的美容医療の件数の増加

美容医療の施術内容の内訳（非外科的手技による施術）

○ 非外科的手技による美容医療の施術内容では、「脱毛」「ボツリヌス菌毒素注入」が多い。

施術数上位10位（非外科的手技・2022年）



※非外科的手技

- ・注入剤：ボツリヌス菌毒素、腋臭症に対する非外科的治療、腋窩多汗症に対する非外科的治療、レディエッセ、ヒアルロン酸、コラーゲン、ポリ乳酸等
- ・顔面若返り：ケミカルピール、レーザーアブレーション、フラクショナルレーザーによる皮膚再生、ダーマブレーション、光若返り、イボ・シミ治療等
- ・その他：セルライト治療、脱毛、非手術的脂肪除去痩身、刺青除去、下肢静脈治療、硬化療法、再生医療等

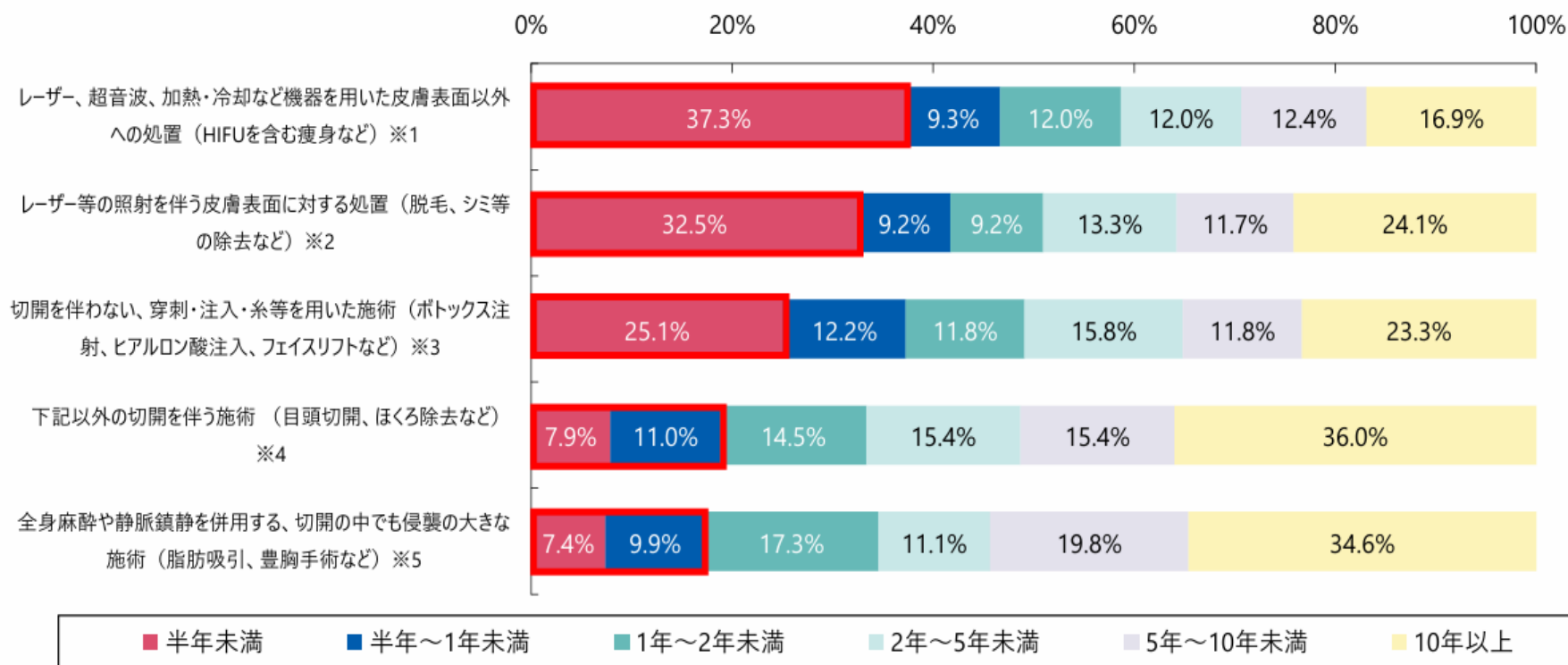
医療提供体制について

診療に従事する医師の経験年数について

美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

- 医師が一人であるいは責任者として治療の実施に携わるまでの平均年数について、切開を伴わない比較的low侵襲な治療に関して半年未満という医療機関が3割前後存在し、また、高侵襲の治療においても1年未満という医療機関は約17%存在。

治療種類別の医師が一人であるいは責任者として実施に携わるまでの平均経験年数

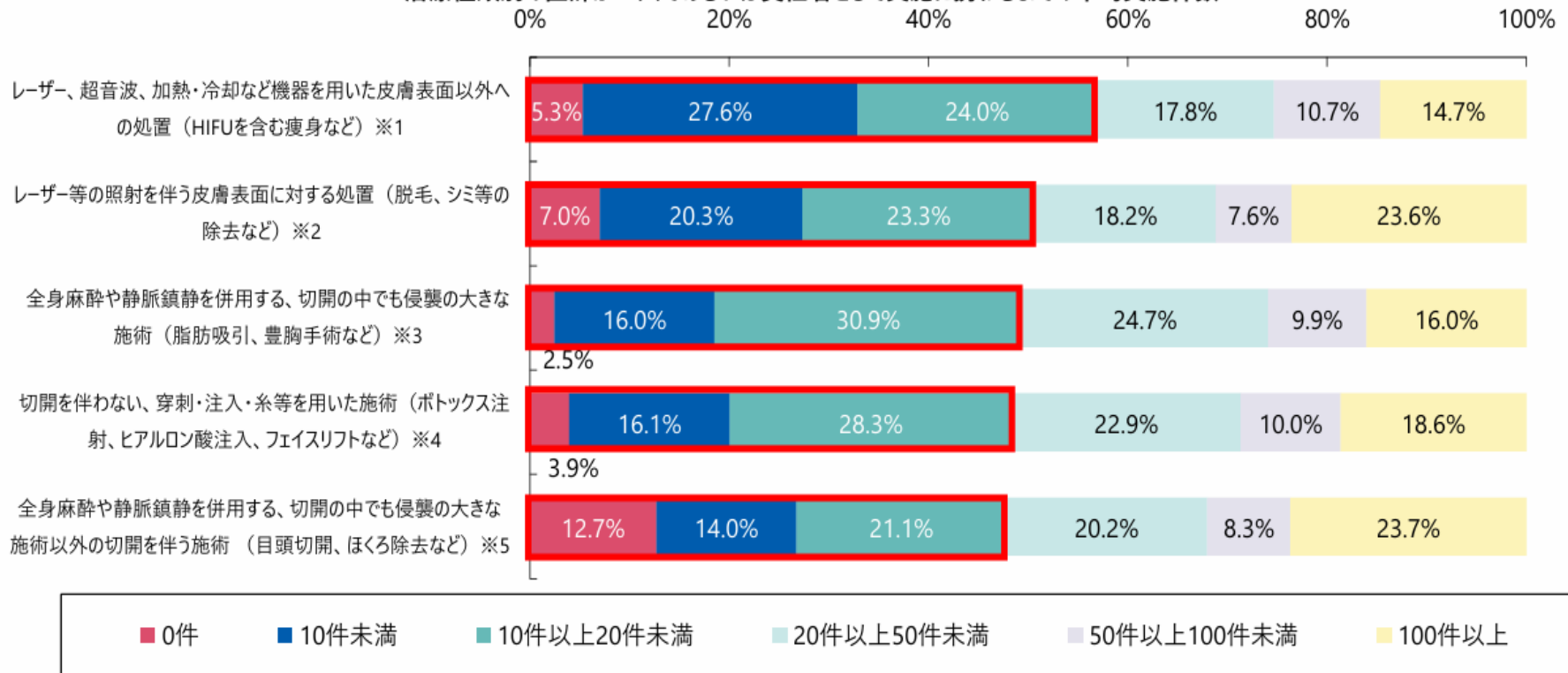


- ※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、実施している美容医療の類型について、
 ※1: 「レーザー、超音波、加熱・冷却など機器を用いた皮膚表面以外への処置 (HIFUを含む痩身など)」と回答した225の医療機関が対象
 ※2: 「レーザー等の照射を伴う皮膚表面に対する処置 (脱毛、シミ等の除去など)」と回答した369の医療機関が対象
 ※3: 「切開を伴わない、穿刺・注入・糸等を用いた施術 (ボトックス注射、ヒアルロン酸注入、フェイスリフトなど)」と回答した279の医療機関が対象
 ※4: 「下記以外の切開を伴う施術 (目頭切開、ほくろ除去など)」と回答した228の医療機関が対象
 ※5: 「全身麻酔や静脈鎮静を併用する、切開の中でも侵襲の大きな施術 (脂肪吸引、豊胸手術など)」と回答した81の医療機関が対象

診療に従事する医師の経験件数について

○医師が一人であるいは責任者として治療の実施に携わるまでの平均実施経験件数が0件（施術経験なしで一人であるいは責任者として治療を行う）という医療機関が存在。また、いずれの治療についても20件未満との回答が40%を超える。

治療種類別の医師が一人であるいは責任者として実施に携わるまでの平均実施件数



※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、実施している美容医療の類型について、
 ※1：「レーザー、超音波、加熱・冷却など機器を用いた皮膚表面以外への処置（HIFUを含む痩身など）」と回答した225の医療機関が対象
 ※2：「レーザー等の照射を伴う皮膚表面に対する処置（脱毛、シミ等の除去など）」と回答した369の医療機関が対象
 ※3：「全身麻酔や静脈鎮静を併用する、切開の中でも侵襲の大きな施術（脂肪吸引、豊胸手術など）」と回答した81の医療機関が対象
 ※4：「切開を伴わない、穿刺・注入・糸等を用いた施術（ボトックス注射、ヒアルロン酸注入、フェイスリフトなど）」と回答した279の医療機関が対象
 ※5：「全身麻酔や静脈鎮静を併用する、切開の中でも侵襲の大きな施術以外の切開を伴う施術（目頭切開、ほくろ除去など）」と回答した228の医療機関が対象

(参考) 診療に従事する医師の経験・専門性について

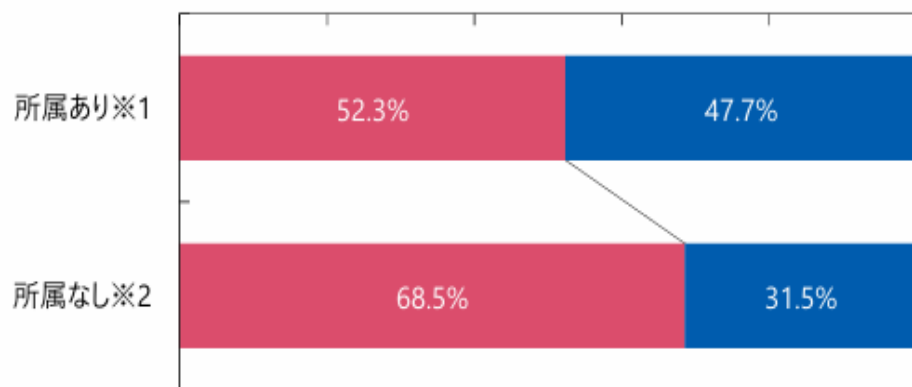
美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

- 管理者が美容関連学会に所属していない、または専門医資格を保有していないと回答した医療機関では、そこに従事する医師について、施術を行う上での要件を設けていないと回答した医療機関が相対的に多い。

従事する医師について、施術を行う上で経験年数や実績、医療機関内での研修、専門医等の要件の有無

管理者の美容関連学会への所属有無別

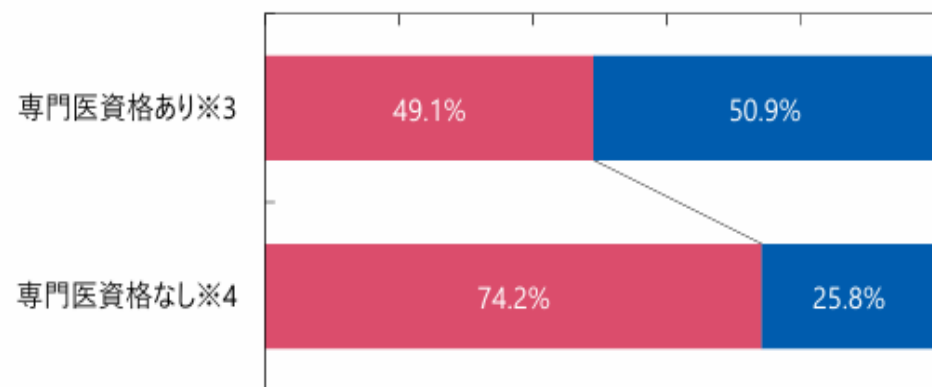
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 設けていない ■ 設けている

管理者の専門医資格保有有無別

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 設けていない ■ 設けている

※ 美容関連学会：日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会のいずれか

※ 医療機関向け調査で回答を得られた417の医療機関のうち、

※1：管理者が所属する学会が「日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会」のいずれかを回答した363の医療機関が対象

※2：管理者が所属する学会が「日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会」のいずれかを回答しなかった54の医療機関が対象

※3：管理者が保有する専門医資格が「日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会、その他関連学会」のいずれかのものを回答した328の医療機関が対象

※4：管理者が保有する専門医資格が「日本美容外科学会（JSAS）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本皮膚科学会、その他関連学会」のいずれかを回答しなかった59の医療機関が対象

美容医療の状況

■ 美容医療施術の状況

- いわゆる美容医療については、近年、その施術件数が増加しており、新型コロナウイルス感染症の流行下では一時期減少したものの、その後増加し続けている。特に、脱毛やいわゆるボトックス注射を含む、比較的侵襲性が低い施術が顕著に増加している傾向にある。

■ 美容医療に関する国民の意識

- 美容医療に対する国民の意識も変化しており、美容医療を受ける理由としては、女性については、「コンプレックスの解消」「自己満足」等が変わらず上位である一方で、男性については、2021年は「モテたい」が1位だったところ、2022年及び2023年については、「コンプレックスの解消」が1位になっている。また、「手軽にできるようになったから」「価格も安くなってきたから」の順位が上昇している。
- 特に10代、20代の若年層では施術への抵抗感が低くなっている。

■ 美容医療の提供体制

- 診療所において、美容医療に関連する診療科で従事する医師数は毎年増加している。全体と比べた際に、比較的年齢構成が若い特徴があるが、中でも、美容外科については20代、30代の医師が増加している。

■ 美容医療に関する国民の相談の状況

- 美容医療に関連する相談件数は毎年増加している。また、相談件数の増加に合わせて、「危害」に関する相談も増加している。近年では、「通信販売」の形態に関する相談も増加している。
- 契約者は主に20代と30代が多い。また、相談に係る平均金額は低下している。

医療提供体制について

臨床研修修了直後の医師など十分な経験年数や治療件数がない医師が1人で治療に携わっている実態がある
従事する医師について専門性等に関する要件を設けている医療機関は半分以下であった

カウンセラーについては、4割以上の医療機関で採用
施術技術に関する研修や、施術後の管理についてのルールがない医療機関も一定数存在した

説明・アフターフォロー

看護師やカウンセラー等との話で実質的に施術内容が決まっていた

施術不良に関するトラブルへ対応するためのマニュアル・研修いずれも用意していない

自院で対応不可能な修正や後遺症について連携する医療機関がない

法令に関する理解について

医療法・医師法について内容について説明でき
ないと回答した医療機関が約4割を占めた

保健師助産師看護師法や消費者保護法制につい
ては、より理解度が低い傾向が見られた

契約について

特定継続的役務*を提供

特商法上必要な書面を交付していない／わからない
と回答した医療機関が3割弱存在

契約トラブルが発生したケース

施術によるリスクに関する誇大・虚偽表現による
契約への誘引

威圧的な態度による契約への誘引

* 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し体型を整え体重を減じ又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る）1か月を超え5万円以上

契約面の不適切事例

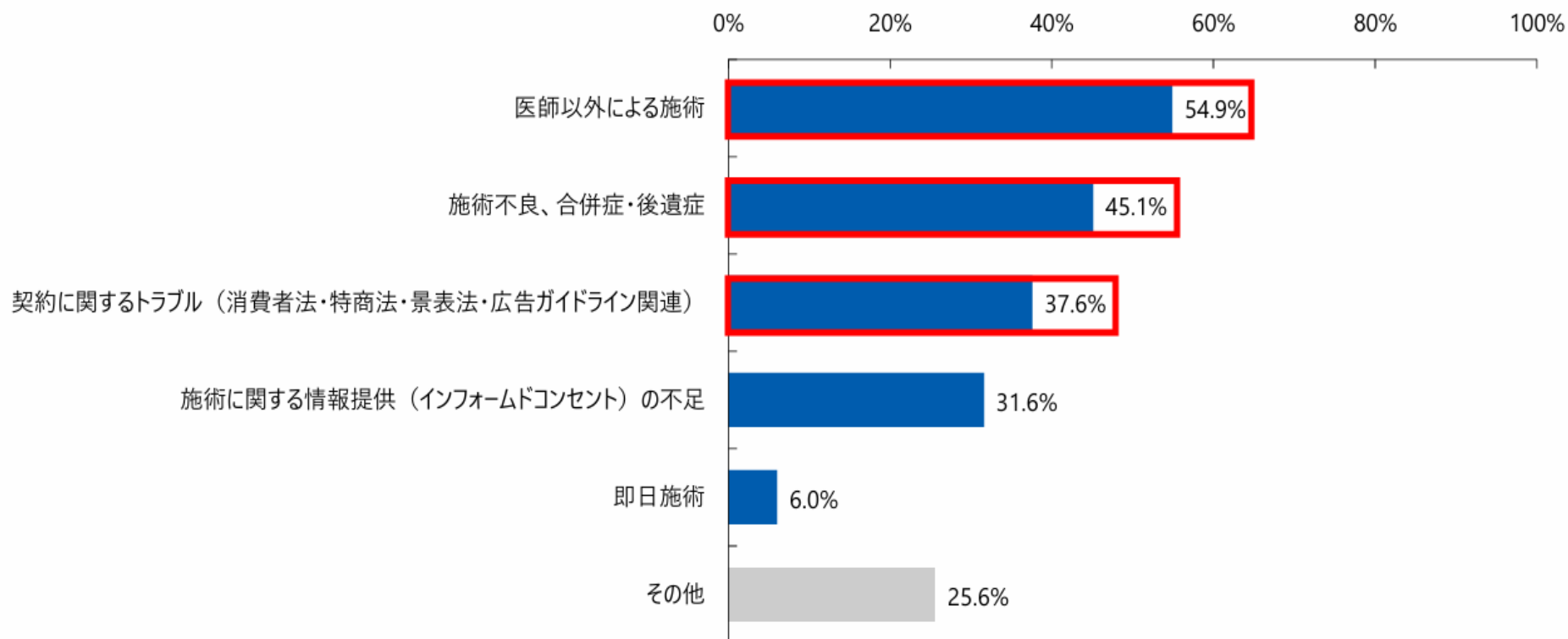
- ホームページ等で掲載されている金額と異なる金額のメニューが提示されたり、患者が当初希望していたメニュー以外のメニューを推奨されて、結果的に契約金額が当初の想定よりも大幅に大きくなった。
- 当日中に契約すれば、モニター料金で割引が適用される等の説明を受けて、当初の想定とは大きく異なる金額での契約を行っている。
- 治療の開始後に、解約をしようとしたが拒否された。
- 解約料が高額であり、解約することが難しい。
- 診療契約を締結するまで長時間（医療機関内の）個室に拘束する、医師以外による強引なカウンセリングを行う、保険証を返却しない等の手法を用いて契約させる。

自治体に対する相談の状況について

美容医療の適切な実施に関する検討会 資料より抜粋

○これまで相談があった美容医療の内容としては、医師以外による施術が最も多く、半数を超えていた。次いで、施術不良や合併症・後遺症、契約に関するトラブルが続いた。

これまで相談があった美容医療の内容（複数回答）



※ 保健所向け調査でこれまで美容医療に関する相談を受けた実績があると回答を得られた222の保健所のうち、無回答票を除く133の保健所が対象

美容医療では高額な契約が行われやすい

- 診療契約は、診療内容や金額について医療機関と患者との間で自由に取り決め、締結されるものである。
- 患者の主観的な要望に基づき、医療機関側において具体的な治療行為を選択・提案して患者の同意に基づき行われるものであるが、患者と医療機関の間では治療内容やその費用・難易度等についての情報の格差が大きい。加えて、治療内容が一人一人異なり価格の比較が難しい場合がある。
- そのため、診療契約において、その代金が高額になる契約が締結されやすい。

消費者保護法制

- 消費者契約法（平成12年）においては、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、損害賠償責任を免責する条項等が無効となることや、不当な勧誘を受けて締結した契約を取り消すことができること等が定められている。
- 特定商取引に関する法律（昭和51年）においては、特定継続的役務提供等、トラブルを生じやすい特定の取引形態については、威迫行為等の禁止行為、書面交付義務、中途解約やクーリング・オフについてのルールが定められている。
- それにもかかわらず、契約における不適切事例が存在する要因として、医療機関や患者が正しく法制度を理解出来ていない可能性が考えられる。

公的相談窓口へのアクセス

保健所や医療安全支援センター

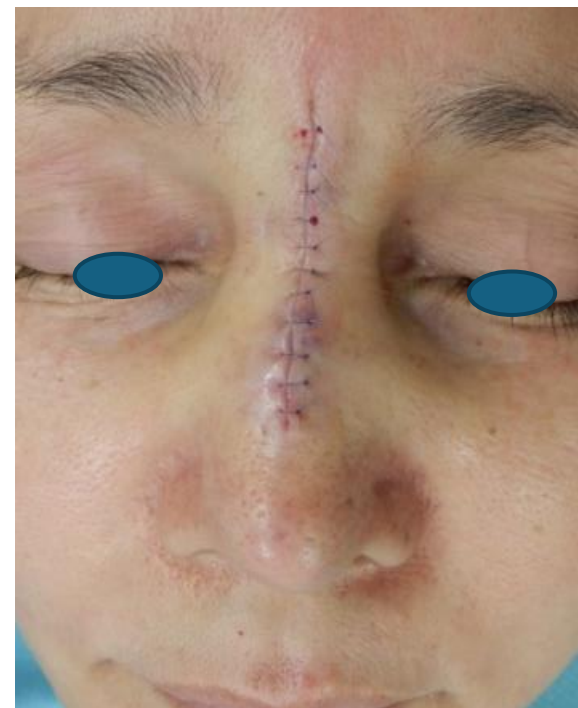
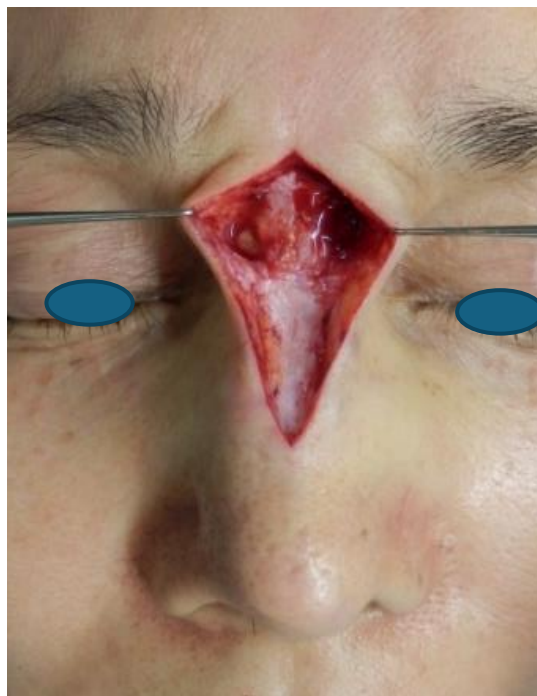
医療機関における医療行為に関する問題があった場合

消費生活センター

契約に関する問題について

形成外科医による修復

注入異物の外科的切除



日本専門医機構の専門医制度

初期臨床研修 2 年

⇒基本診療科（形成外科）での専門研修 4 年

⇒サブスペシャリティの研修

美容外科専門医（JSAPS） 3 年

- 美容外科学会（JSAPS）は美容外科研修が形成外科（基本診療科）研修のサブスペシャリティに認定されることを目指している。
- 1 人前になるのに卒後約 10 年

技術、知識、態度

- 形成外科基本手技（創傷治療や組織移植など）
- 合併症への対応（全身管理や救済法）

- 解剖学
- 医薬品や機器に対する知識

- 外科的な修復の経験が多く、保険診療も経験した形成外科専門医が美容医療、美容外科を行うべき
- 美容医療に携わる医師やコメディカルの教育環境を整える

臨床研修後の不適切な教育・学習環境

・売り上げ至上主義クリニックにおける価値観: 稼げる医師 = 優秀な医師

彼らの観察可能な
パフォーマンス²⁾
(直接評価・代替評価)



①強引に診療契約を締結

②高額な治療に誘導: 'オプション設定'

③ unnecessary 治療を追加: 'アップセル'

患者に対する不誠実さ、自己の利益優先の不適切な学習環境に起因した行動.

行動観察から不足すると推測される資質・能力: **プロフェッショナリズム**

1) 細川瓦.美容医療の問題点.雑誌「形成外科」2019年 62巻11号(克誠堂出版) <https://minato.jcho.go.jp/news/美容医療の現状分析と健全化のための提言/>

2) 松下佳代.パフォーマンス評価による学習の質の評価-学習評価の構図の分析に基づいて-京都大学高等教育研究第18号(2012) https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/169740/1/07_matsushita.pdf

医学・医療

医療的商業行為

ビジネス

教育—医師の良識

- 美容医療では「医療的商業行為」を自己責任で選別しなくてはならない。
- 基本となる高い倫理観、医療安全の知識

安心安全な医療を届けるための制度設計

- 専門医制度

美容医療を行う上での素養を身につけるための基本診療科、領域の専門医の取得

- 賠償・補償制度

専門医が行う手技や承認品の使用はリスクが少ない

日本の美容医療の問題点と課題

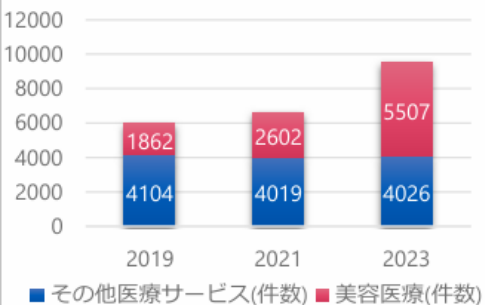
- 自費診療 行政の監督が緩い
- 広告宣伝 情報の信憑性、治療費への価格転嫁
- 未承認品 医師の裁量で多くは使用可能
- 教育システム 研修施設、指導医

日本では消費者・患者が負う安全性のリスクが高い

美容医療の適切な実施に関する報告書（案）の概要

1. 美容医療を取り巻く状況

医療の相談件数の推移



■ その他医療サービス(件数) ■ 美容医療(件数)
出典：PIO-NET（※）へ2024年3月31日までに登録された相談データ



患者

「シワを取るはずが顔面麻痺が残った…」
「医師ではない人に治療方針を決定された…」
「オンラインで無診察処方された…」
「強引に高額な契約を結ばされた…」
「SNS広告を見て受診しトラブルに…」



医療機関



医師

「関係法令＆ルールを知らない…」
「提供した医療の内容や契約内容について患者とトラブルになる…」
「研修・教育体制が不十分…」
「問題が起こっても対処出来ない…」



保健所

「安全管理の状況・体制等を把握しにくい…」
「通報を受けたが立入検査に入っ
てよいケースかどうか分からない…」
「カルテを見ても診療の実態がわからず、指導ができない…」

2. 美容医療がより安全に、より高い質で提供されるにあたっての課題と対応策

課題

- ・美容医療を提供する医療機関における院内の安全管理の実施状況・体制等を保健所等が把握できていない
- ・患者側も医療機関の状況・体制を知る手段がなく、医療機関における相談窓口を知らない
- ・関係法令＆ルール（オンライン診療に係るものを含む）が浸透していない
- ・合併症等への対応が困難な医師が施術を担当している
- ・安全な医療提供体制や適切な診療プロセスが統一的・網羅的に示されていない
- ・アフターケア・緊急対応が行われない医療機関がある
- ・保健所の指導根拠となる診療録の記載が不十分な場合がある
- ・悪質な医療広告が放置されている

対応策

- **美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みを導入**
⇒安全確保措置の実施状況/専門医資格の有無/相談窓口の設置状況等を都道府県等に報告させ、そのうち国民に必要な情報を公表
- **関係法令＆ルールに関する通知の発出**
⇒保健所等による立入検査や指導のプロセス・法的根拠の明確化
- **医療機関による診療録の記載の充実**
- **オンライン診療指針が遵守されるための法的整理**
- **関係学会によるガイドライン策定**
⇒遵守すべきルール/標準的な治療内容/事故発生時の対応方針/適切な研修のあり方/契約締結時のルール等を盛り込んだガイドラインを策定
- **医療広告規制の取締りの強化**
- **行政による周知・広報を通じた国民の理解の促進**

対応策

- **施策方針**

「安全」と「質」に注目し、適切な美容医療の提供と質の向上を目指す

- **医療機関への定期報告義務**

安全な美容医療の実施状況を把握するため、医療機関は定期的な報告を求められる

- **ガイドライン整備**

治療効果の説明や契約方法を含む幅広いルール

- **広告問題と広報の強化**

違法な広告や高額契約の強制防止を目指し、ネットパトロールと広報活動を強化



医療提供に関するルール

保険診療

保険診療に係る関係法令

診療報酬の算定方法（告示）：

診療報酬を算定するための要件

施設基準告示：個々の点数を算定する医療機関の
人員や設備の基準

療養担当規則：保険診療の基本的なルール

自由診療

保険診療の場合に適用される左記
のルールは、自由診療においては
存在しない。

医療法

医師等の責務（努力義務）、医療広告の制限、医療事故の報告義務、開設の許可申請・
届出、構造設備基準等の遵守、従業者への監督義務 等

※関連して、インフォームドコンセントの取扱い通知、医療広告ガイドライン 等

医師法

無資格医業の禁止、無診察診療の禁止、診療録の記載、臨床研修未修了医師の診療禁止 等

※関連して、オンライン診療の適切な実施に関する指針、診療情報の提供に関する指針 等

消費者契約法

不当な勧誘より締結させられた契約の取消し、不当な契約条項の無効 等

特定商取引法

特定継続的役務提供に関する不適正な勧誘の禁止、クーリング・オフ 等

景品表示法

不当な表示の禁止 等

医療以外の
物品・サービス
にも適用される

※このほか、医薬品等の流通は薬機法、再生医療の実施については再生医療法で規制。各種の資格法として、保健師助産師看護師法等がある。
※上図は簡略化したものであり、全ての規制等を示すものではない。

美容医療を受ける前にもう一度

きちんと説明を受け理解したか、美容医療を受ける前に再チェック。説明を受けていなければ、医師に聞いてみましょう。



Check 1 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できますか？

美容目的の自由診療で用いる薬や材料、機器などは、法律（医薬品医療機器等法）で承認などがされていない場合があります。そのため、あなたに使用される医薬品や医療機器等がどのようなものなのか、その安全性と有効性について自分でも説明できるくらいまで、医師の説明をしっかりと聞いて理解しましょう。



Check 2 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得しましたか？

手術の効果だけでなく、施術に伴うリスク（副作用、合併症・後遺症の有無、発症確率、術中の痛みや苦痛など）についても説明を聞いて理解し、万が一のリスクを受け入れられるまで「効果とリスクのバランス」について納得できていますか。

また、当初期待したとおりの効果がない場合もあることを理解しておきましょう。

国内で承認されている医薬品の副作用で万が一健康被害があったとき、公的な救済制度（医薬品副作用被害救済制度）がありますが、原則として決められた用法・用量等に従って使用されていない場合は救済対象になりません。



Check 3 ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましたか？

ほかの施術方法が存在する場合には、それぞれの効果・リスク・費用・保険適用の有無などを比較したほかの選択肢についても、理解できるまで説明を聞き、あなた自身で選択しましょう。医師の勧める施術方法が唯一の方法とは限りません。



Check 4 その美容医療は「今すぐ」必要？ 最後にもう一度、確認しましょう。

美容目的の施術は、多くの場合緊急性がありません。「今契約すれば安くなる」などの勧誘に十分気を付けましょう。契約に関わるトラブルが多く報告されています。今すぐ必要ですか？ もう一度、あなた自身の気持ちを確認してください。



4つの✓は入りましたか？

- ▶ 4つ全てにチェックが入らなかった場合や、ほかに心配なことがある場合、希望していない施術を勧められた場合などは、改めて医師から十分な説明を受けた上で、もう一度、よく考えてから施術を受けるか決めましょう。
- ▶ もしも美容医療の施術を受けてトラブルが起きてしまった場合、迷わず、すぐに相談できるよう、裏面の「相談窓口」を確認しておきましょう。

参考にして下さい ~美容医療に関する新情報~

(1) 日本肥満学会が肥満症治療薬の安全・適正使用に関するステートメントを公表しました！
(日本肥満学会ステートメントから抜粋)

GLP-1受容体作動薬は健康障害を伴わない（肥満症とは診断されない）肥満に用いるべきではなく、また低体重や普通体重などの適応外の体重者に対し**美容・痩身・ダイエット等の目的で用いる薬剤ではない**点には、十分留意すべきである。

令和5年11月25日 一般社団法人日本肥満学会 <http://www.jasso.or.jp/contents/introduction/academic-information.html/550>

(2) 国民生活センターが痩身目的等のオンライン診療トラブルについて注意喚起を行っています！
(国民生活センター報道発表資料から作成)

痩身目的等のオンライン診療トラブルが増えています。**ダイエット目的で数か月分の糖尿病治療薬が処方される「定期購入トラブル」が目立ちます。**今後、オンライン診療の機会が増加し、消費者トラブルも増えることが懸念されることから、消費者への注意喚起を行っています。

令和5年12月20日（抜）国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20231220_1.html

(3) 女性のみならず男性にも、美容に関する相談は上位にみられます！

若者の商品・サービス別上位相談件数（2022年） ※令和5年版消費者白書より引用

性別	相談件数	相談内容	相談件数	相談内容	相談件数	相談内容	相談件数	相談内容	相談件数	相談内容
女性	1,000	美容医療	800	美容医療	600	美容医療	500	美容医療	400	美容医療
男性	500	美容医療	400	美容医療	300	美容医療	200	美容医療	100	美容医療

困ったら迷わず相談しましょう ~相談窓口のご紹介~

医療安全 医療に関する苦情・心配などのご相談はこちら

医療安全支援センター



※医療安全支援センター総合支援事業ホームページに、全国の医療安全支援センターの連絡先が掲載されています。

契約 契約に関するトラブル、その他困ったときのご相談はこちら

消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。



参考 法・制度、事故情報について詳しく知りたい場合はこちら

- ◆ 医薬品医療機器等法 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045726.html>
- ◆ 医薬品副作用被害救済制度 http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html
- ◆ 医療法における病院等の広告規制について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryoku/kokokukisei/
- ◆ 事故情報データベース（消費生活センター等関係機関から寄せられた事故情報が閲覧できます） <https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

美容医療を受ける患者の保護のために

- 行政： 患者の声から再発防止につなげる
相談窓口の連携
広告規制、未承認医薬品のルール
卒前卒後教育制度の整備
- 学会： 専門医養成、ガイドライン整備
コンプライアンス遵守の分化を醸成
- 医師： 美容医療を取り巻く規制を理解・遵守
リスクの説明責任
インフォームドコンセントの徹底
- メディア： 課題などの報道で関心の喚起
消費者が自律的に適切な判断が行えるように啓発
相談窓口の周知
- 企業： 製品や機器についての安全管理、情報提供

